

# 諸外国の郵政事業の現状

## 目 次

■ 各国の郵政事業 比較表等	1
■ 各国別概要	3
○ 米国	4
○ 英国	9
○ 仏国	15
○ 独国	20
○ オランダ	31
○ イタリア	34
○ スウェーデン	38
○ ニュージーランド	43
■ 条約・ユニバーサルサービス等	47
■ その他	54

# 各国の郵政事業 比較表

国名 項目	米 国	英 国	フランス	ドイツ	オランダ	スウェーデン	ニュージーランド	日 本
監督機関	(郵便料金委員会)	貿易産業省 郵便サービス委員会	経済財政産業省	連邦経済・労働省 電気通信郵便規制庁	経済省	産業雇用通信省	経済開発省	総務省
実施機関	米国郵便局 (USPS)	英国郵便会社	ラ・ポスト	ドイツ・ポスト	TPGポスト	スウェーデン・ポスト	ニュージーランド・ポスト	日本郵政公社
設立年	1971年	2001年	1991年	1995年	1989年	1987年	1994年	2003年
業務内容	・郵便 ・為替 ・貯蓄商品の販売、為替・振替等 ・パスポート申請書配布・受付 等 ・保険商品の販売 等	・郵便 ・貯蓄商品の販売、為替・振替等 ・保険商品の販売 等	・郵便 ・貯蓄商品の販売、為替・振替等 ・保険商品の販売 等	・郵便 ・貯蓄商品の販売、為替・振替等 ・保険商品の販売 等	・郵便 ・貯蓄商品の販売、送金決済業務等 ・保険商品の販売 等	・郵便 ・送金決済業務 ・運送免許申請用紙受付等 ・保険商品の販売 等	・郵便 ・貯蓄商品の販売・為替等 ・保険商品の販売 等	・郵便 ・貯蓄商品の販売・為替・振替等 ・保険商品の販売 等
経営形態	国営 (合衆国政府行政部門の一独立機関)	特殊会社 (政府保有株式会社)	公法人 (国の監督下にある 公法上の独立法人)	特殊会社 (政府 63%出資の株式会社)	特殊会社 (政府 35%出資の株式会社) の 100%子会社	特殊会社 (政府保有株式会社)	特殊会社 (政府保有株式会社)	国営公社
郵便局数	37,893 局 (直営 33,891、委託 3,992)	17,239 局 (直営 718、委託 16,521)	17,028 局 (内訳不明)	12,818 局 (直営 5,331、委託 7,487)	2,342 局 (内訳不明)	1,741 局 (直営 851、委託 890)	1,012 局 (直営 313、委託 699)	24,752 局 (直営 20,251、委託 4,501) (公社発足時)
職員の身分	公務員(注1)	非公務員	公務員(注2)	一部公務員(注3)	非公務員	非公務員	非公務員	公務員
職員数	854,376 人	211,860 人	315,445 人	375,890 人 (非常勤職員含む)	63,539 人 (非常勤職員含む)	39,554 人	9,587 人 (非常勤職員含む)	280,504 人 (公社発足時)
営業収入	48,888(百万 SDR)	9,839(百万 SDR)	11,662(百万 SDR)	32,600(百万 SDR)	3,089(百万 SDR)	25,795(百万 SEK)	966(百万 \$NZ)	13,295(百万 SDR)
営業費	47,984(百万 SDR)	10,643(百万 SDR)	11,690(百万 SDR)	30,732(百万 SDR)	2,469(百万 SDR)	23,765(百万 SEK)	931(百万 \$NZ)	13,433(百万 SDR)
営業収益	904(百万 SDR)	△804(百万 SDR)	△28(百万 SDR)	1,867(百万 SDR)	620(百万 SDR)	2,030(百万 SEK)	35(百万 \$NZ)	△138(百万 SDR)
郵便物数	2,075(億通・個) (小包含む)	206(億通)	176(億通)	210(億通)	68(億通)	44(億通)	17(億通)	267(億通・個) (小包含む)

注1：郵便事業の職員の地位は、米国的一般的な政府職員に適用される合衆国法典第5編「政府組織及び職員」ではなく、公共事業としての郵便事業に従事する職員として、同法典第39編「郵便事業」に規定されている。

2：公務員の他、契約職員を雇用している。

3：1995年1月1日以降新規に採用された職員は公務員の資格を取得していない。

4：1 SDR=158.7円、1 \$NZ=69.17円、1 SEK=14.71円 (2003.12.22現在)

出典：U P U郵便業務統計、各国ディスクロージャー等

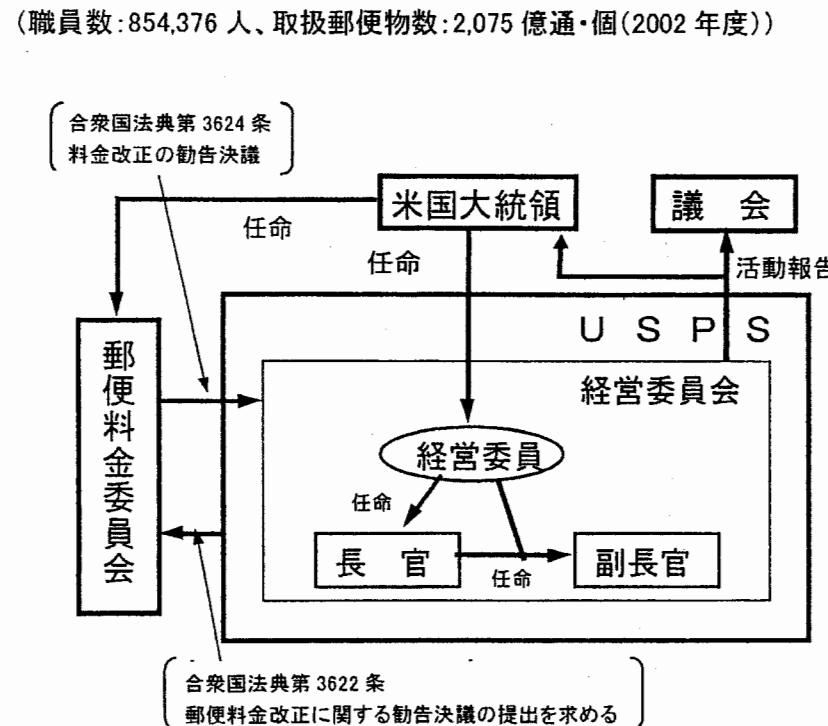
## 諸外国の郵政事業等に関する主な法律・監督機関

		米国	英国	仏国	独国	日本
郵便	名称	U.S.P.S (独立行政機関)	ロイヤルメール (特殊会社)	ラ・ポスト (国営的公法人)	ドイツポスト (特殊会社)	日本郵政公社 (公社)
	法律 (監督機関)	合衆国法典第39編 (上院・下院)	郵便サービス法 (貿易産業省)	郵便・電気通信法典 (経済財政産業省)	郵便法 (経済労働省)	郵便法 (総務省)
貯金	名称	—	国民貯蓄投資庁 (エージェンシー)	ラ・ポスト (国営的公法人)	ポストバンク (F.N.P.社過半数株式保有)	日本郵政公社 (公社)
	法律 (監督機関)	—	国民貯蓄銀行法 (財務省)	貯蓄金庫法典 (経済財政産業省)	信用制度法 (連邦金融サービス監督機構)	郵便貯金法等 (総務省)
保険	名称	—	—	C.N.P.保険 (特殊会社)	ドイツ公共生命保険機関 (公社等)	日本郵政公社 (公社)
	法律 (監督機関)	—	—	保険法典 (保険監督委員会)	保険監督法 (連邦金融サービス監督機構)	簡易生命保険法 (総務省)

# 各國別概要

# 米国郵便庁 概要

## ○米国郵便庁（U S P S）の概要



## ○海外への事業展開状況

U S P Sは、法令上出資条項がなく、海外への事業展開は認められていない。

## ○ 郵便局窓口サービスの概要

### (1) 郵便

#### 郵便物種類

- ・ファーストクラスメール（書状、はがき、小包）、定期刊行物、エクスプレスマール、スタンダードメール等
- ・特殊取扱：書留、引受証明、保険付、代金引換等

### (2) 金融サービス

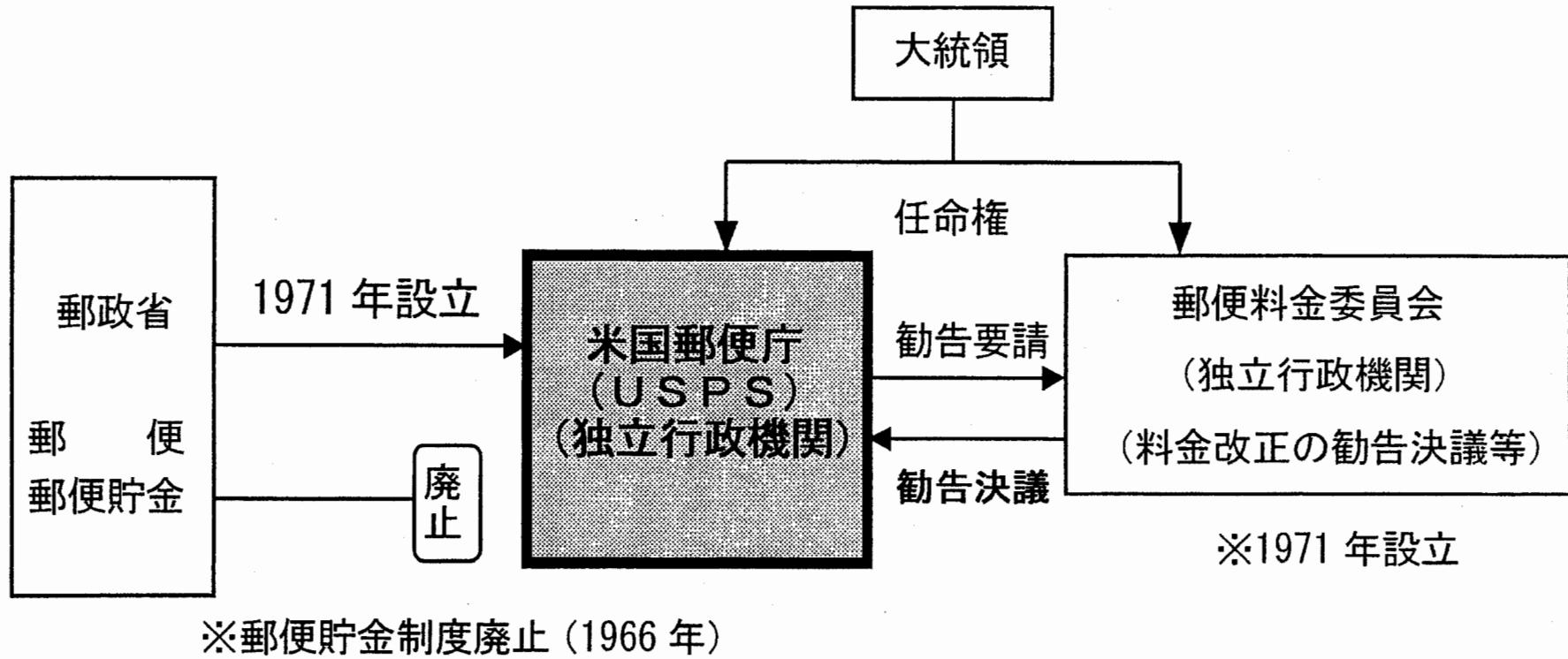
- ・為替

### (3) 受託業務

- ・パスポート申請書配布・受付
- ・徴兵登録用紙の配布
- ・渡り鳥狩猟・保護印紙の販売
- ・テレフォンカードの販売
- ・選挙権行使のための登録用紙等の配布 等

※下線は、日本の郵便局では提供していないサービス

# 米国 郵政事業の経営形態の変遷等



注：米国郵便庁（U S P S）の職員の身分は公務員

## ○ 米国：経営形態の変遷等

1966 郵便貯金制度廃止

### 概要・背景等

#### 【背景】

- ・国民のニーズに十分応えられる便利な制度ではなかった  
(商品が1種類のみ、金利上昇局面でも金利2%に固定、払戻が預入局に限定等)

1971 郵便事業組織法施行

米国郵便庁（U S P S）設立（独立行政機関）

- ・1960年代、郵便関係施設の近代化の遅れや経営管理体制の欠陥から、一部地域で大規模な郵便物の滞留が発生するなど、郵便事業は危機的な状況
- ・1967年、大統領委員会（カッペル委員会）を設置。翌年、委員会は、大統領に郵政事業の公社化を勧告

1979 「極めて緊急性の高い書状」について独占停止

1999 パイロット・プロジェクト実施

速度基準又は金額基準（3ドル又はファーストクラスメール料金の2倍のいずれか高い額以上）による独占停止

郵便局ネットワークを活用した金融排除への取組み  
(U S P S、財務省及び民間金融機関によるプロジェクト)

- ・国民の金融サービスへのアクセス向上を目的として、十分な金融サービスが提供されない地域の郵便局に1年間A T M設置

【経緯】・全米では低・中所得世帯の25%（約1,100万世帯）が銀行口座を保有していないなど、国民間に金融アクセスの格差が存在

- 【概要】・6か所の郵便局に民間金融機関のA T Mを設置
- ・財務省がA T M設置民間金融機関に対し補助金を交付  
(A T M一台につき約3万5千ドルの補助金（合計約21万ドル))

2000 戦略5か年計画  
(2001-2005年度)

2002 改革計画策定

2003 U S P Sに関する大統領委員会

【経緯】・G P R A法（1993年政府活動・業績法）に基づき策定、大統領及び議会への提出が義務づけられている

【概要】・顧客、従業員及び財務の健全性について、目標レベルを設定し、その達成度合いをチェックする、定量的業績評価基準を導入  
・また、顧客ニーズの多様化、I Tの普及等事業環境の変化に対応して、顧客志向の徹底を基本とした戦略を提唱

【経緯】財政状況の悪化、民間企業との競争激化等を踏まえ、議会はU S P Sに自らの改革計画の提出を要請

【概要】経営環境が大きく変化する中、  
「ニハーサルサービスの確保と経営の柔軟性を両立するための自らの将来のあるべき姿の概念として「商業的政府企業」を提唱

U S P Sの将来ビジョンに関する提言及び郵便事業の活力を確保するために必要な法制及び経営上の改革に関する勧告を報告書にとりまとめ

# 米国郵便庁（U S P S）に関する大統領委員会

## 1 概 要

- 2002年12月11日 委員会設置

ブッシュ大統領は米国郵便庁(U S P S)の効率的な運営を確保し、国民負担を最小限とするため、U S P Sに関する大統領委員会の設置を命じる大統領命令に署名。

委員会は大統領が任命する9名の委員からなり、その中から大統領が共同議長を2名指名。

- 2003年7月31日 報告書を大統領に提出【概要は次頁参照】

委員会は、9回の公聴会、パブリックコメント、利害関係者ヒアリング等を行い、U S P Sの将来ビジョンに関する提言及び郵便事業の活力を確保するために必要な法制及び経営上の改革に関する勧告を報告書に取りまとめ。大統領に提出。

- 2003年8月末 委員会解散

委員会は、報告書を提出してから30日後、またいかなる場合においても、2003年8月31日をもって解散することとされていた。

## 2 報告書の結論

- USPSは、不必要で時代遅れとなった規制から解き放たれるべき。
- 今後、コストの削減、資産の有効活用、組織の効率性の向上、施設の合理化、これまで以上に効果的な民間セクターとの提携、財務に関する一層の透明性の実現、適正な職員数、優れた成績に対する報償を進めるべき。
- これにより、USPSは現代における郵便の価値を高めるとともに、便利で、洗練された、21世紀の先進的な郵便サービスを全国に提供することが可能となる。

## 3 郵便改革に向けた5原則

- 2003年12月 政府による5原則の提示

ブッシュ大統領は、大統領委員会の報告書を踏まえ、U S P S改革に関する5原則を提示。この原則に則り、議会が早期にU S P S改革法案を成立させるよう要請。

### 【5つの原則】

- 1 ベストプラクティスの実践:企業体の規模と事業範囲に見合った責任と目的を果たせるような体制とすること
- 2 透明性:郵便サービスのコストや効率性に関する情報が正確に測定され、適時適切に公表されること
- 3 弾力性:コスト削減や料金設定といった経営の根幹に関わる事項について、十分な自由度・裁量権を有すること
- 4 説明責任:消費者保護とユニバーサルサービス維持の観点から監督する独立した監督機関が設置されること
- 5 独立採算:経営の自由度を付与された郵便事業体が財務的に独立採算で所用のコストを全て自ら賄えること

## 4 最近の動向

### 【2004年1~3月】

上院政府活動委員会及び下院政府改革委員会（郵便改革・監督特別委員会）において、それぞれ公聴会の実施  
(郵便局長会、郵便職員労組、大口郵便利用企業、競合企業等)

【3月23日】上・下両院合同公聴会

【5月12日】下院政府改革委員会は郵便改革法案(HR4341)を可決

【6月2日】上院政府活動委員会は郵便改革法案(S2468)を可決

## 5 報告書の概要

### 1 序文

- ・技術革新の速度は目覚しく、長期にわたる予測が困難であることから、報告書は今後15-20年を射程として提言をとりまとめ。
- ・今後、インターネットに代替される郵便物数は徐々に増加し、その結果、USPSは収支均衡が困難となり、大きな損失を生む可能性。
- ・全面的な改革を実行しなければ、サービスの大幅な縮小、大規模な料金値上げ、または、赤字を解消するため税金を投入する事態になりかねない。
- ・一方で、強力な経営陣、職員の実行力、(民間との)良好な提携及び先進的な技術の利用によって、USPSはコストの削減と安定的な経営が可能。
- ・この報告書は、議会やUSPS自身によって既に着手されている改革を加速し、その方向を高めることが目的。

### 2 ユニバーサルサービスの危機

- ・郵便物数は長期的に減少傾向にあり、独立採算制による公的な機関がユニバーサルサービスを維持できるどうか疑問。
- ・USPSには、今の時代及び国民のニーズの変化に対応できる新しいビジネス・モデルが必要。

### 3 公的な機関として維持

- ・USPSが取り扱う郵便物は年間2,000億通(個)、世界の郵便物の4割に当たり、その民営化は郵便サービス及び民間市場を混乱させる恐れ。また、単一の民間企業がユニバーサルサービスを提供することはまず不可能。
- ・むしろ、USPSを公的な機関として維持し、業務内容の再検討、組織の見直しにより、効率性と将来への適応性を向上させることが好ましい戦略。

### 4 郵便の独占範囲

- ・幅広く公共政策上の監督を行うため、独立した郵便規制委員会を新設。
- ・民間セクターで十分にユニバーサルサービスが確保されている場合には、USPSの独占範囲を徐々に縮小する方向で定期的に検討すべき。

### 5 USPSの使命：ユニバーサルサービス

- ・USPSは、もっとも重要な役割(ユニバーサルサービスの提供)に焦点をおくことが求められている。
- ・USPSの取り扱う範囲は、書状、新聞、雑誌、広告郵便、小包の配達に関する商品・サービスとするべき。

### 6 経営陣

- ・USPSは、もっとも優れたビジネス・リーダーに率いられるべき。

### 7 これまでより広範な監督体制

- ・郵便規制委員会を設置し、財務の透明性、内部相互補助の禁止、独占範囲の見直し、独占分野の料金規制、ユニバーサルサービス義務の範囲等について、公共政策的な観点から幅広い監督を行るべき。

### 8 郵便ネットワークの改革

- ・ユニバーサルサービスの維持に必要な郵便局は、たとえ大幅な赤字であっても、閉鎖するべきではない。
- ・一方、ユニバーサルサービスが維持されている場合には、地域が適切に関与することにより、活動の少ない郵便局について柔軟に対応するべき。

### 9 卓越した職場文化の醸成

- ・委員会は、職員の団体交渉権と民間並みの報酬を受ける権利を支持。
- ・同時に、経営陣と労働組合は、職員数及び柔軟な職員配置について建設的に協力することが必要。

### 10 情報通信技術の活用

- ・USPSにとって、技術革新は脅威であるとともに、絶好のビジネスチャンス。
- ・先進的な技術を活用することによって、追跡機能を持つインテリジェント郵便や差出人や宛先の情報を埋め込んだパーソナライズ切手の開発が可能。

### 11 利用者サービスの向上

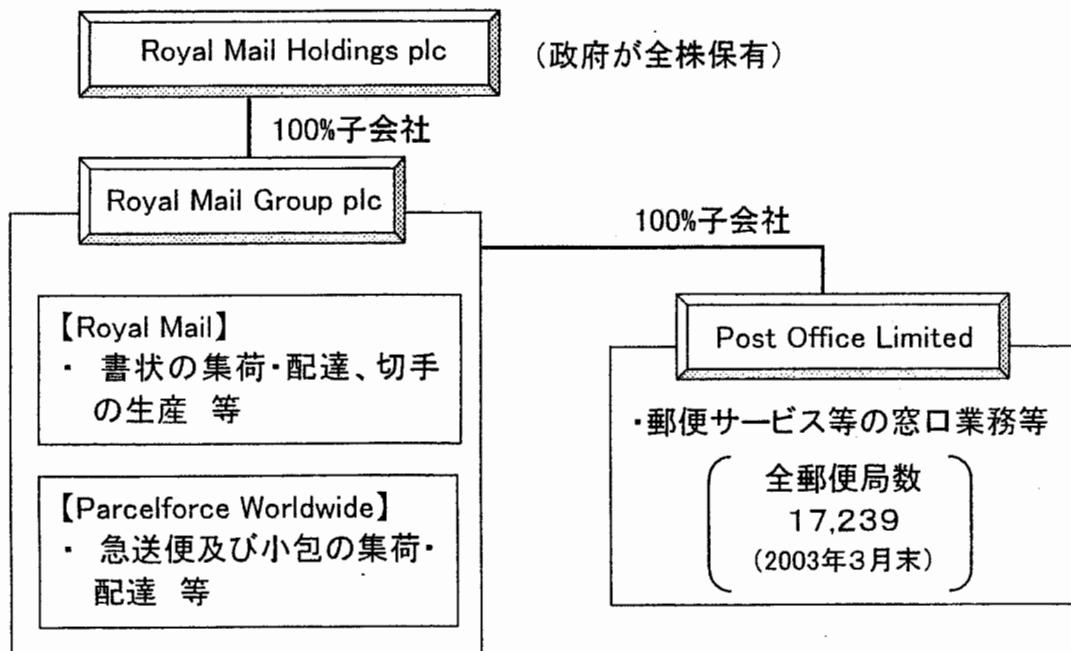
- ・委員会の独自調査によれば、国民の大多数は郵便サービスに満足しているが、郵便局におけるサービスには苦情が多いとの結果。
- ・委員会は、コミュニティーにおける雑貨店、薬局あるいはインターネットを利用して自宅や職場で郵便サービスを利用できるUSPSの取組みを支持。

### 12 結論

- ・USPSは、不必要で時代遅れとなった規制から解き放たれるべき。
- ・これからは、コストの削減、資産の有効活用、組織の効率性の向上、施設の合理化、これまで以上に効果的な民間セクターとの提携、財務に関する一層の透明性の実現、適正な職員数、優れた成績に対する報償により、USPSは現代における郵便の価値を高めるとともに、便利で、洗練された、21世紀の先進的な郵便サービスを全国に提供することが可能となる。

# 英國郵便会社 概要

## ○ 英国郵便会社の概要 (職員数:211,860人、取扱郵便物数:206億通(2002年度))



## ○ 海外への事業展開状況

ヨーロッパ大陸を中心事業展開。主な会社は以下のとおり。

会社名	国名	出資比率	主たる事業
General Logistics Systems Germany	ドイツ	100%	Parcel Services
Extand SA	フランス	〃	〃
General Logistics Systems Denmark A/S	デンマーク	〃	〃
General Logistics Systems Netherlands B.V.	オランダ	〃	〃
Direzione Gruppo Executive S.p.A.	イタリア	〃	〃
G3 Worldwide Mail N.V.	オランダ	24.5%	Mail Services

参考：英國郵便会社年次報告書 2003年度版

## ○ 郵便局窓口サービスの概要

### (1) 郵便

#### 郵便物種類

- ・書状：第一種（原則として差出日又は取集日の翌営業日に配達）  
第二種（原則として差出日又は取集日の3営業日までに配達）
- ・小包
- ・点字郵便物
- ・特殊取扱：簡易書留、翌朝配達

### (2) 為替

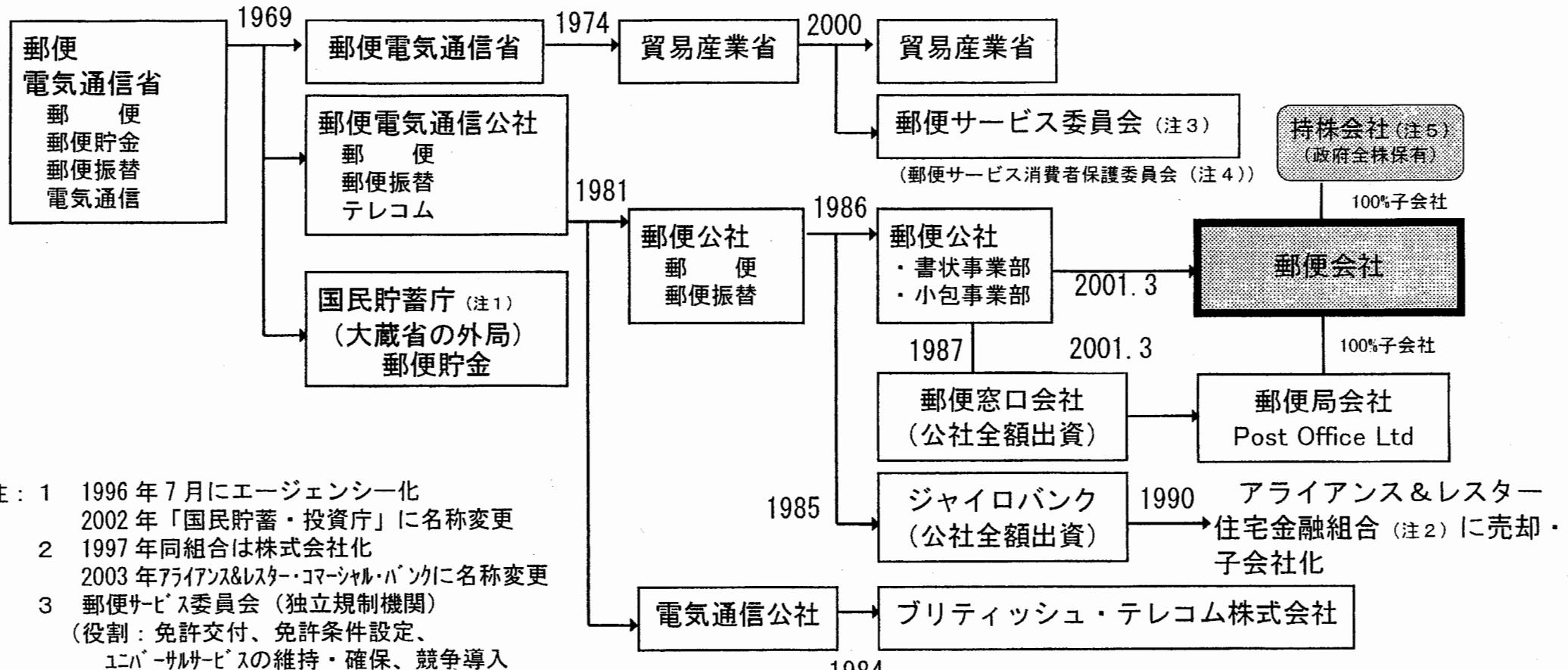
定額小為替のみ（普通為替は、1973年に廃止）

### (3) 受託業務

- ・国民貯蓄・投資庁商品の一部窓口業務
- ・提携銀行（アライアンス&レスター、バークレイズ、ロイズT S Bほか）の一部窓口業務
- ・国際送金、外貨両替
- ・旅行保険の販売
- ・各種年金・手当の支払、各種証明書の発行
- ・各種免許（自動車、テレビ及び釣り）の申請 等

※下線は、日本の郵便局では提供していないサービス

# 英國 郵政事業の経営形態の変遷等



参考：英國郵便会社ホームページ 等

○ 英国：経営形態の変遷等

**1969 公社化、外局化**

**1981 郵便の公社化**

郵便特権停止命令

1985 ジャイロバンク設立

1987 郵便窓口会社設立

1990 ジャイロバンク売却

1996 国民貯蓄庁の  
エージェンシー化

1999 郵便サービス  
規則施行

**2000 内閣府7年計画  
の提言**

**概要・背景等**

1969年郵便電気通信公社法により、郵便電気通信省から分離し、公社化及び外局化  
 ・郵便電気通信公社（郵便、郵便振替、電気通信）  
 ・国民貯蓄庁（郵便貯金）：大蔵省の外局に（2002年「国民貯蓄・投資庁」に名称変更）

1981年郵便電気通信公社法及び電気通信公社法により、郵便電気通信公社を二つの公社に分離

・郵便公社（郵便、郵便振替）  
 ・電気通信公社（電気通信）  
 料金1ポンド以上の独占を停止

郵便公社全額出資の子会社

郵便公社が全額出資する子会社で、郵便局の窓口運営を専門に行っている。郵便公社が1986年に事業部制を導入したのに伴い、書状事業本部、小包事業本部との連携によって郵便事業を運営

住宅金融組合のアライアンス＆レスターへ売却

行政改革の一環

参入基準に重量基準を追加（重量350g以上）

金融排除に対する郵便局ネットワークを活用した取組を提言

**【背景】**・民間金融機関の地方における支店閉鎖が加速する中、350万人が銀行口座を保有していない状況にあるなどの「金融排除」が社会問題化  
 ・ブレア首相の諮問を受けた内閣府のプロジェクトチームは、全国に展開する郵便局がコミュニティで果たす重要な役割を評価

**【概要】**・「ユニバーサルバンク」設立と基礎的な金融サービスの提供、民間金融機関との提携拡充 等

**2000 郵便サービス法  
成立**

郵便サービス委員会発足

**2001 英国郵便会社の発足**

独占範囲を免許制に

民間参入の実現

2002 3か年再建計画の公表

自由化スケジュール決定

郵便局ネットワーク維持のための補助金支出

2003 ユニバーサル  
バンクサービスの開始

英國郵便会社及び郵便サービス委員会（独立規制機関）の設立等について規定  
 従来の独占範囲（1ポンド未満かつ重量350g未満）の免許制移行について規定

ユニバーサルサービスの維持・確保、競争導入による利用者利益の増進、郵便事業者への免許付与等を目的とした郵便サービス委員会（独立規制機関）発足

2000年郵便サービス法施行に基づき、英國郵便会社（株式会社、全株政府保有）設立  
 郵便サービス委員会から、最初の免許を交付された（ユニバーサルサービス維持及び全国どこでも同一料金を義務付け）

従来の独占範囲（1ポンド未満かつ重量350g未満）において免許制導入

郵便サービス委員会は、会員制急送便、国際分野などに限定された暫定免許を付与  
 （2002年11月時点 14件（13社）に免許付与。）  
 （2004年3月末現在 暫定免許保有者5社）

郵便会社は、小包部門のリストラや30,000人の雇用削減、施設の合理化等からなる期間3年の再建計画を発表

郵便サービス委員会は、郵便市場の競争促進政策に関する提案を公表。標準免許制度を導入  
 （2004年3月末現在 6社に免許付与）

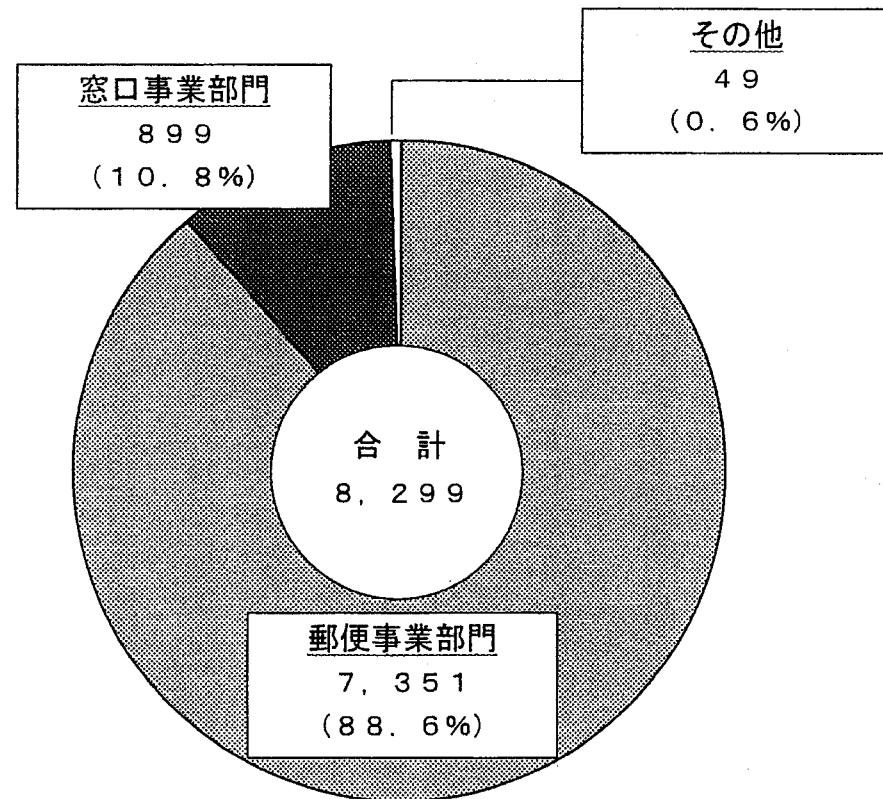
- ① 第一段階（2003年1月～2005年3月）  
 大量郵便物（4,000通以上）業務、収集・区分業務、限定的業務に対して免許付与  
 （英国の書状市場の売上の約30%を自由化）
- ② 第二段階（2005年4月～2007年3月）  
 書状市場の売上の約60%に達するまでの大量郵便物を自由化
- ③ 第三段階（2007年4月～）  
 参入事業者の業務範囲にかかわらず免許付与

政府は、郡部における郵便局ネットワーク維持を図るため、3年間で4億5,000万ポンド（約900億円）にのぼる補助金の支出を決定

金融排除の問題に対応するとともに、引き続き郵便局で社会給付金等を受け取ること等を可能とするため、全国的に基礎的な金融サービスを提供するユニバーサルバンクサービスが開始

# 英國郵便会社 収入等の事業部門別内訳

(収 入)



【参考】部門別の業務利益

部 門	利益／損失
郵便事業部門	12
窓口事業部門	▲209
その他	▲30
<b>合 計</b>	<b>▲227</b>

(注) 特別利益／損失等は含まない。

〔 2003年度（2003年3月末）  
単位：百万ポンド 〕

注：1 郵便事業部門は、書状部門と小包部門の合計

2 英国における会計年度は、前年4月から当年3月までの1年間（例えば、2002年度は、2001年4月から2002年3月まで）

資料：英國郵便会社年次報告書2003年度版

## 英國：郡部の郵便局に対する財政支援の実施

- 2002年12月、英國政府は郡部にある8,500の郵便局を維持するため、4億5千万ポンド（約855億円）の財政支援を発表。今後3年間にわたり毎年1億5千万ポンドが支出される予定。
- この財政支援は次の3つのプログラムから構成される。
  - ①委託郵便局長の所得水準の維持（年間6,600万ポンド）
  - ②ITシステムなど、郵便局における窓口サービスの改善（初年度7,900万ポンド、2年目及び3年目に各7,400万ポンド）
  - ③革新的で近代的なサービスの提供方法の開発（初年度500万ポンド、2年目及び3年目に各1,000万ポンド）
- この財政支援により、郵便局会社（ロイヤルメール・グループで郵便局ネットワークの運営を担当する100%子会社）には、郡部における郵便局の維持と避けることのできる郵便局閉鎖を防止することが求められる。
- 郵便局では、郡部の住民に次のサービスに対するアクセスが確保される。
  - － 年金、税金の払い戻し、社会保障給付金
  - － 銀行口座からの現金の引出
  - － 手紙と小包の差出
  - － 郵便切手の販売
  - － 免許の更新（BBCテレビ等）
  - － 公共料金の支払
  - － 政府情報や政府機関との契約により郵便局窓口で受けることのできる行政サービス

(注) 「郡部における郵便局（rural post office）」とは、1万人未満の地域でサービスを提供する郵便局と定義。

出典：貿易産業省の報道発表資料（2002年12月2日）

# ユニバーサル・バンク・サービス

## 1 背景及び経緯

- 民間金融機関の地方支店の閉鎖が加速する中、約 350 万人が銀行口座を保有していない状況。金融排除が社会問題化。
- また、英国政府は、2003 年 4 月より、社会給付金や年金の受給者（約 1,300 万人）が、郵便局で為替等により給付金を受け取る方式から、原則として受給者の口座に給付金を直接振り込む（Direct Payment）方式への変更を決定。これにより、銀行口座を持たない受給者は新たに口座の開設が必要となることから、全国的に基礎的な金融サービスを提供することが要請されることになった。
- そこで、金融排除の問題に対応するとともに、引き続き郵便局で給付金を受け取ること等を可能とするため、2001 年 5 月、英国政府及び郵便局会社は、金融機関 11 社（現在 17 社）とユニバーサル・バンク・サービスを提供するための了解証書に署名。これにより、郵便局会社は、郵便局で郵便局カード口座（Post Office card account）等を提供。

## 2 サービス内容

- ユニバーサル・バンクでは、次のいずれかの口座が利用可能。

- ① Post Office card account（郵便局カード口座）

カード口座に振り込まれた給付金の引出しや残高照会のみ可能。

- ② Basic bank account（基礎的銀行口座）[当座貸越の機能なし]

口座に振り込まれた給付金の引出しのほか、提携銀行（※）によっては残高照会や現金預入等も可能。

※ Abbey, Alliance & Leicester, Bank of Ireland, Bank of Scotland, Barclays, Clydesdale Bank, The Co-operative Bank, First Trust Bank, Halifax, HSBC, Lloyds TSB, Nationwide Building Society, Natwest, Northern Bank, The Royal Bank of Scotland, Ulster Bank, Yorkshire Bank（計 17 社）

- なお、郵便局では、上記 2 つの口座のほか、次の口座も利用可能。

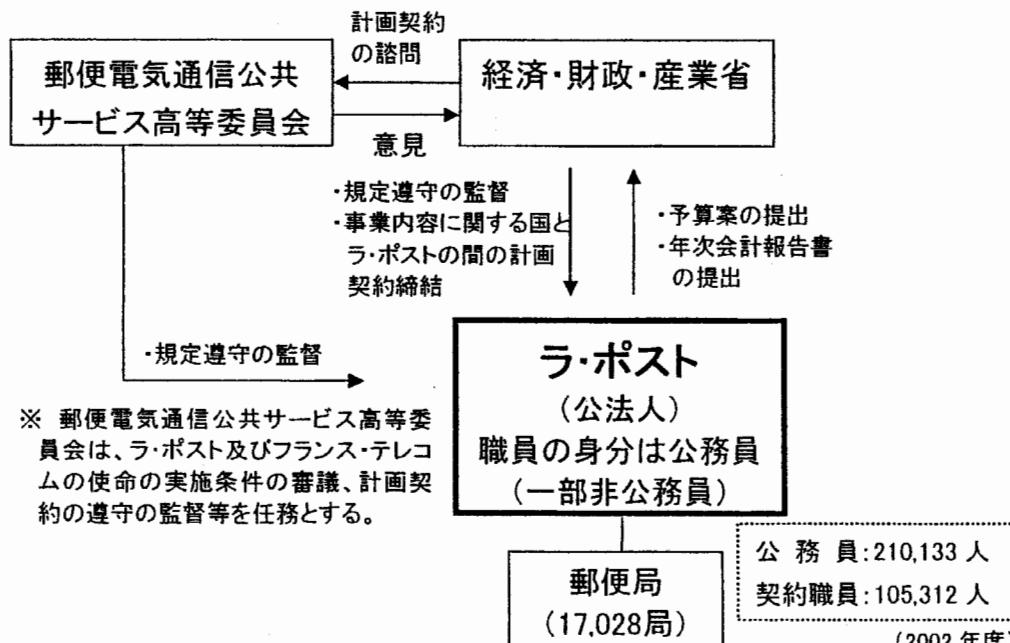
- Current account（当座預金口座）[提携銀行に当座預金口座を持っている場合]

引出し、残高照会（Barclays を除く。）、現金預入、小切手預入が可能。

※ Alliance & Leceister, Barclays, Lloyds TSB, cahoot, The Co-operative Bank, smile（計 6 社）

## フランス ラ・ポスト 概要

○ ラ・ポストの概要（職員数：315,445人、取扱郵便物数：176億通（2002年度））



参考:ラ・ポスト情報(2001年4月)、UPU郵便業務統計 (2001年度)

## ○ 海外への事業展開状況

ヨーロッパ大陸を中心として、アメリカ及びアフリカ方面にも戦略的な事業展開を実施。主な会社は以下のとおり。  
(出典: 2002年 年次報告書)

会社名	国名	出資比率
Jet Worldwide cameroun	カメルーン	100%
GeoPost GmbH	ドイツ	"
ChronoExprés Espana	スペイン	25.77%
Chronopost International Norvège	ノルウェー	51%
Tat Express Genève	スイス	100%
DPD Belgique	ベルギー	"
Masterlink	ポーランド	50%
Interlink Express Parcels	イギリス	100%
Sofipost BV	オランダ	"
Geopost Ireland Limited	アイルランド	"
IMS of New York	アメリカ	"

## ○郵便局窓口サービスの概要

(1) 郵便

郵便物種類

- ・書状、はがき、印刷物、小包、新聞及び定期刊行物、  
点字郵便物
  - ・特殊取扱：書留、保険付、受取通知、代金引換

## (2) 金融サービス

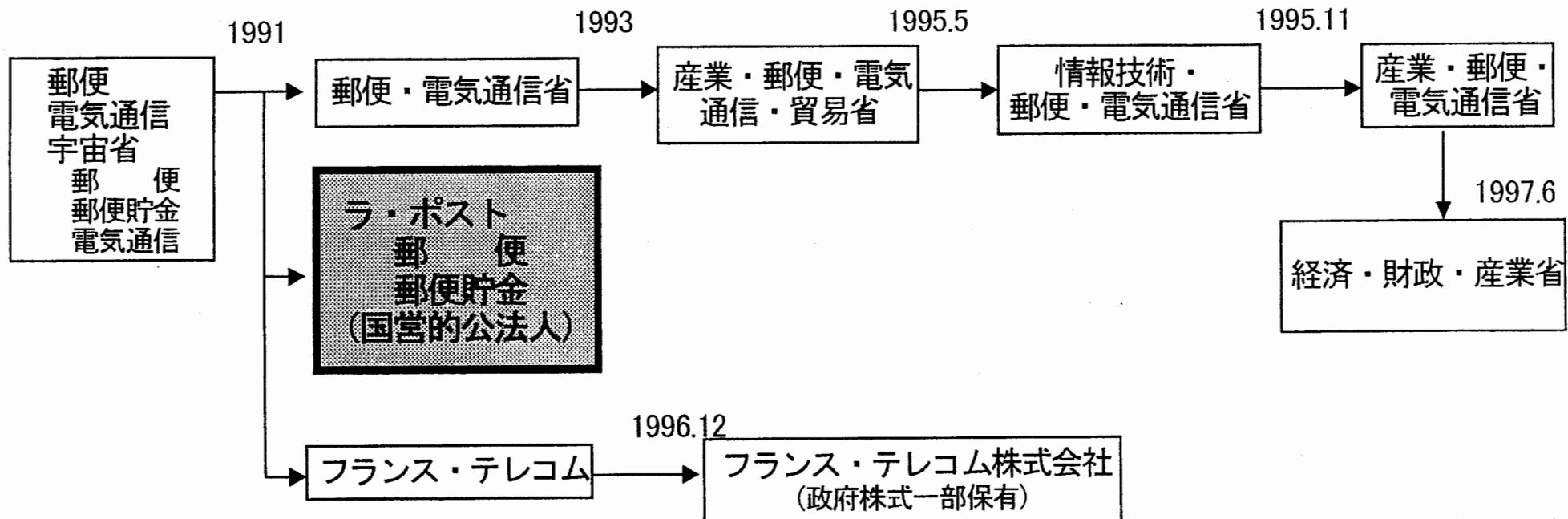
- 為替、振替
  - 賯蓄商品
  - 投資信託
  - 旅行小切手
  - 外貨両替

### (3) 受託業務

- ・保険商品（生命保険）の販売
  - ・年金支払
  - ・電気・ガス・水道料金の収納
  - ・携帯電話用プリペイドカードの販売及び再充填
  - ・トラベラーズチェックの販売

\*下線は、日本の郵便局では提供していないサービス

## フランス 郵政事業の経営形態の変遷等



※ 郵便事業と電気通信事業の事業体  
を規制機関とは分離して公営企業体  
を整備

注：ラ・ポストの職員の身分は公務員  
この他、契約職員を雇用している。

○ フランス：経営形態の変遷等

概要・背景等

1985 民間参入基準設定  
クロノポスト設立

1986 子会社再編  
ソフィポスト設立

**1991 ラ・ポスト設立**  
ラ・ポスト組織法施行

1992 GDEWの設立、加入

CNP保険と提携  
ジオポスト設立

アシュールポスト設立

国土整備法施行  
(郵便電気通信法典の改正)  
参入基準の緩和

急送便自由化  
急送便専門会社  
(郵便電気通信宇宙省：出資比率：66%)

郵便電気通信宇宙省子会社の持株会社

郵便電気通信宇宙省から分離  
ラ・ポスト(郵便、郵便貯金)(国営的  
公法人)設立  
【背景】・電気通信分野改革の影響  
・88年に全国規模で発生した  
長期ストライキ

仏、独、蘭、スウェーデン、加の5郵政庁とTNT  
の合弁会社(国際急送便)

[1996.8 仏・独・加脱退。スウェーデン23%、蘭27%、TNT50%]  
[1996.12 蘭(TNT買収)77%、スウェーデン23%]

ラ・ポスト子会社の持株会社(小包・  
物流関係)  
CNP保険と折半出資の個人保険開発  
管理会社

書状で、基本書状料金の5倍以上又は  
350g以上に参入を認める

2000 一部資金の自主運用開始

SF2

米プロカーズ・ワイルドワット  
資本買収

独DPDの経営権獲得

2001 米FedExと業務提携

郵便局等の夏期一時閉鎖

スウェーデン・ポストと業務提携

2003 郵便局網の再編準備

ラ・ポストが子会社を設立し、子会社を通じて資金運用を開始

・従来、郵便振替口座の資金は国庫への預託が義務づけられていたが、1998年、政府とラ・ポストは、預託義務の廃止と自主運用の開始について合意し、2000年実施

ラ・ポスト子会社の持株会社(金融関係)

国際郵便サービス会社、資本の40%を買収

独DPD(小包急送会社)の株式の過半数(50.6%)を取得し、経営権を獲得  
(2001年に85%に引き上げ)

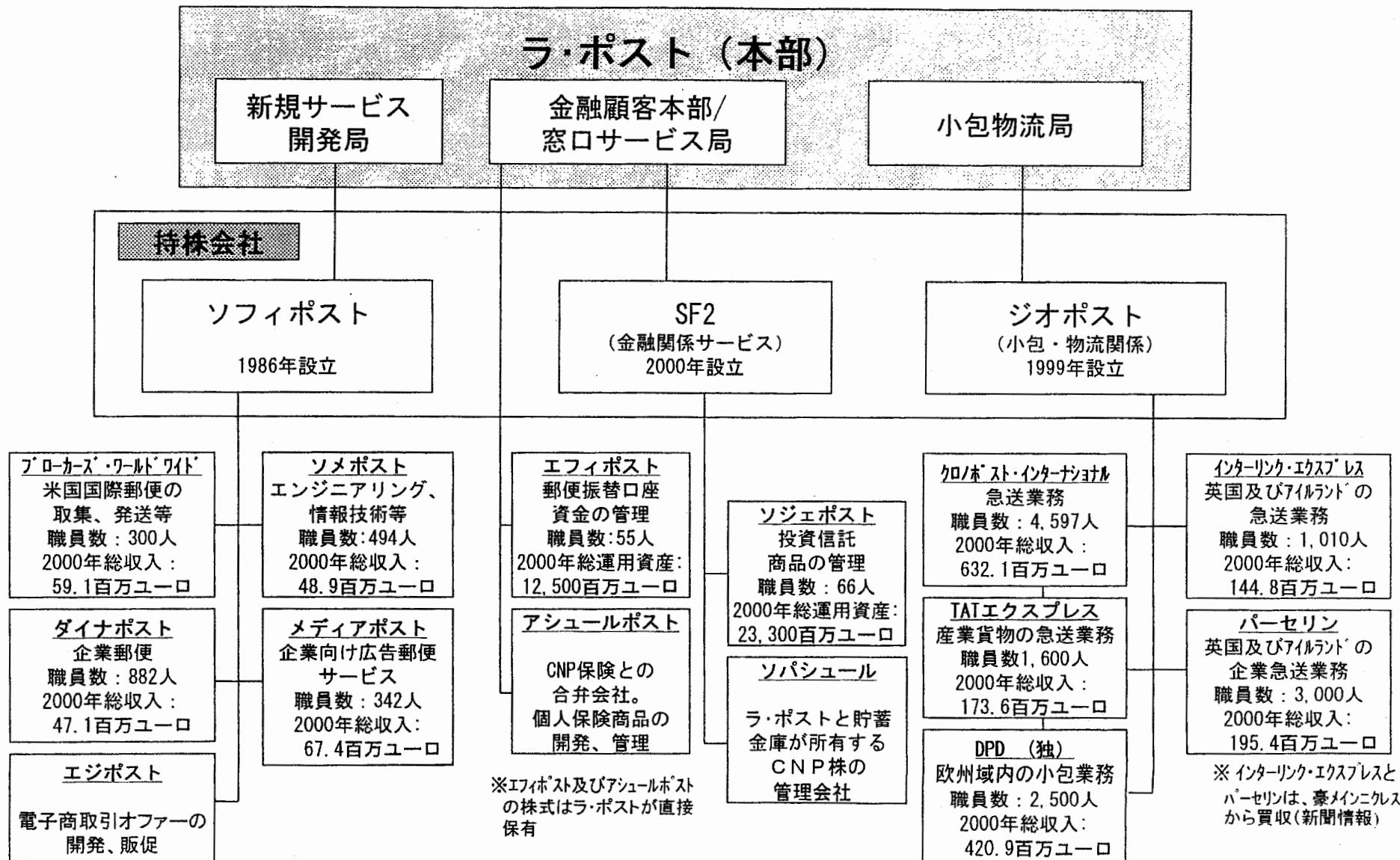
欧州地域の30kg以下の急送便業務で提携

過疎地の郵便局等を夏期休暇期間に一時閉鎖

ノルディック、バルチックでの小包宅配便サービスで業務提携

郵便市場自由化に伴う競争激化に対応すべく、過疎地域の郵便局網の合理化を模索

# ラ・ポストの主要子会社

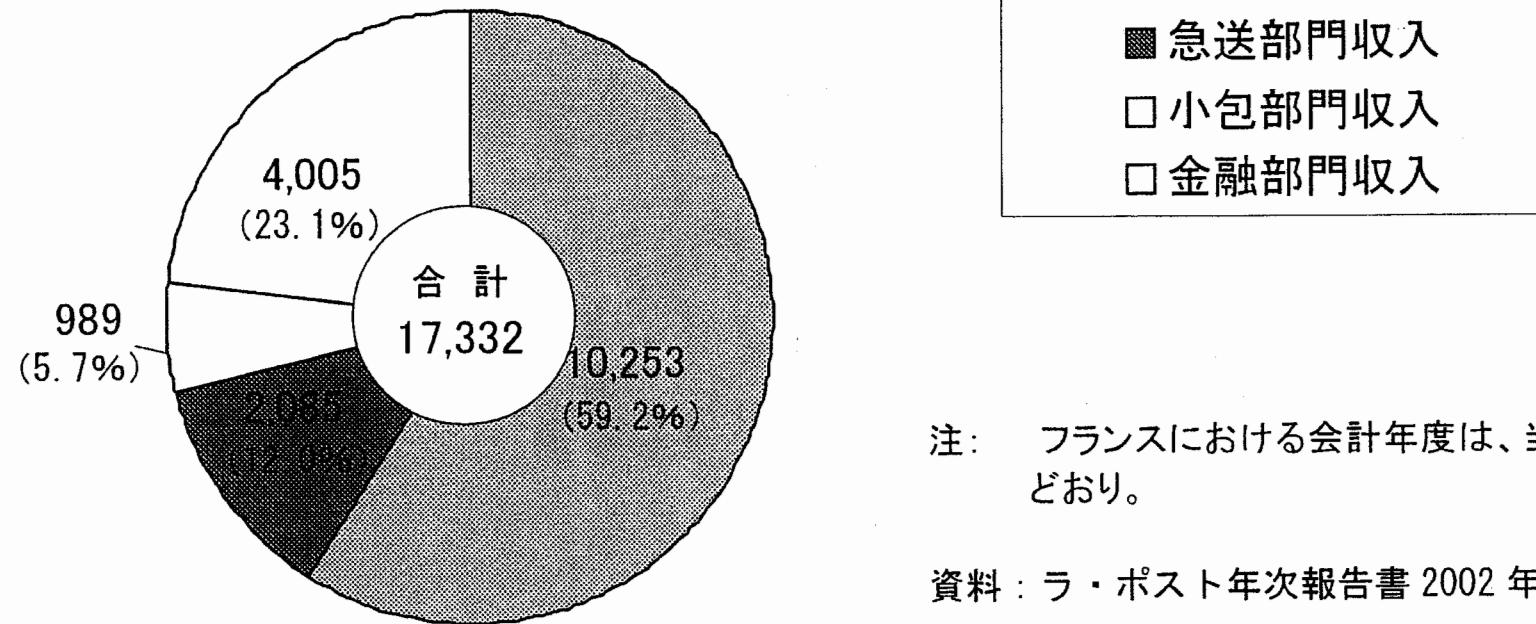


参考：ラ・ポスト年次報告書2000年度版

# ラ・ポスト 収入の事業部門別内訳

(2002年度)

(単位：百万ユーロ)



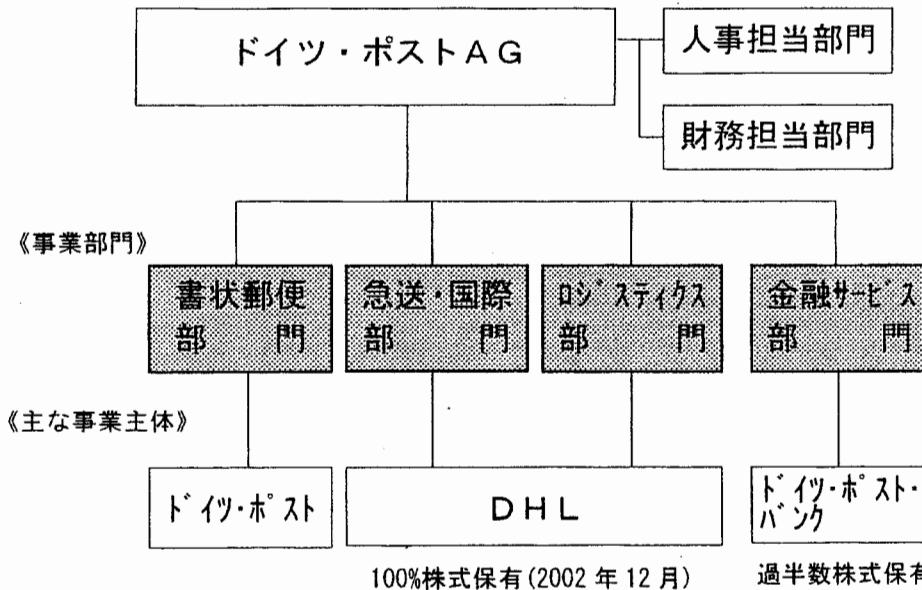
注： フランスにおける会計年度は、当年における暦年  
どおり。

資料：ラ・ポスト年次報告書 2002 年度版

# ドイツ・ポスト 概要

## ○ドイツ・ポストの概要

(職員数:375,890人、取扱郵便物数:210億通(2002年度))



※ DHLは、2003年4月からロジスティクス部門のダンサスを統合し、DHLブランドに統一。  
参考:ドイツ・ポストホームページ及び UPU 郵便業務統計 等

## ○ 海外への事業展開状況

ヨーロッパ大陸を中心として、アメリカ及びアジア方面にも戦略的な事業展開を実施。主な会社は以下のとおり。

(出典:2002年 年次報告書)

会社名	国名	出資比率	主たる事業等
DHL US Ground Co.	アメリカ	100%	Express
DHL International (UK) Ltd.	イギリス	"	"
DHL International S.R.L.	イタリア	"	"
DHL International S.A.	フランス	"	"
Van Gend & Loos B.V.	オランダ	"	"
DHL Japan Inc.	日本	"	"
Air Express International USA,Inc.	アメリカ	"	Logistics
Danzas S.A.	フランス	"	"
Danzas ASG Eurocargo AB	スウェーデン	"	"
Danzas S.p.A.	イタリア	"	"
Danzas AG	スイス	"	"
Danzas Limited	イギリス	"	"
Securior Omega Holdings Ltd.	イギリス	25%/50%	Joint Venture
DHL Sinotrans Express Ltd.	中国	50%	"

## ○郵便局窓口サービスの概要

### (1) 郵便

#### 郵便物種類

- ・書状、はがき、印刷物、大量印刷物、無名あて郵便物、小包郵便物等
- ・特殊取扱：保険付、書留、速達、本人交付等

### (2) 金融サービス

- ・貯蓄商品
- ・投資信託
- ・個人ローン、住宅ローン
- ・外貨両替、旅行小切手

### (3) 受託業務

- ・保険商品（生命保険・損害保険）の販売

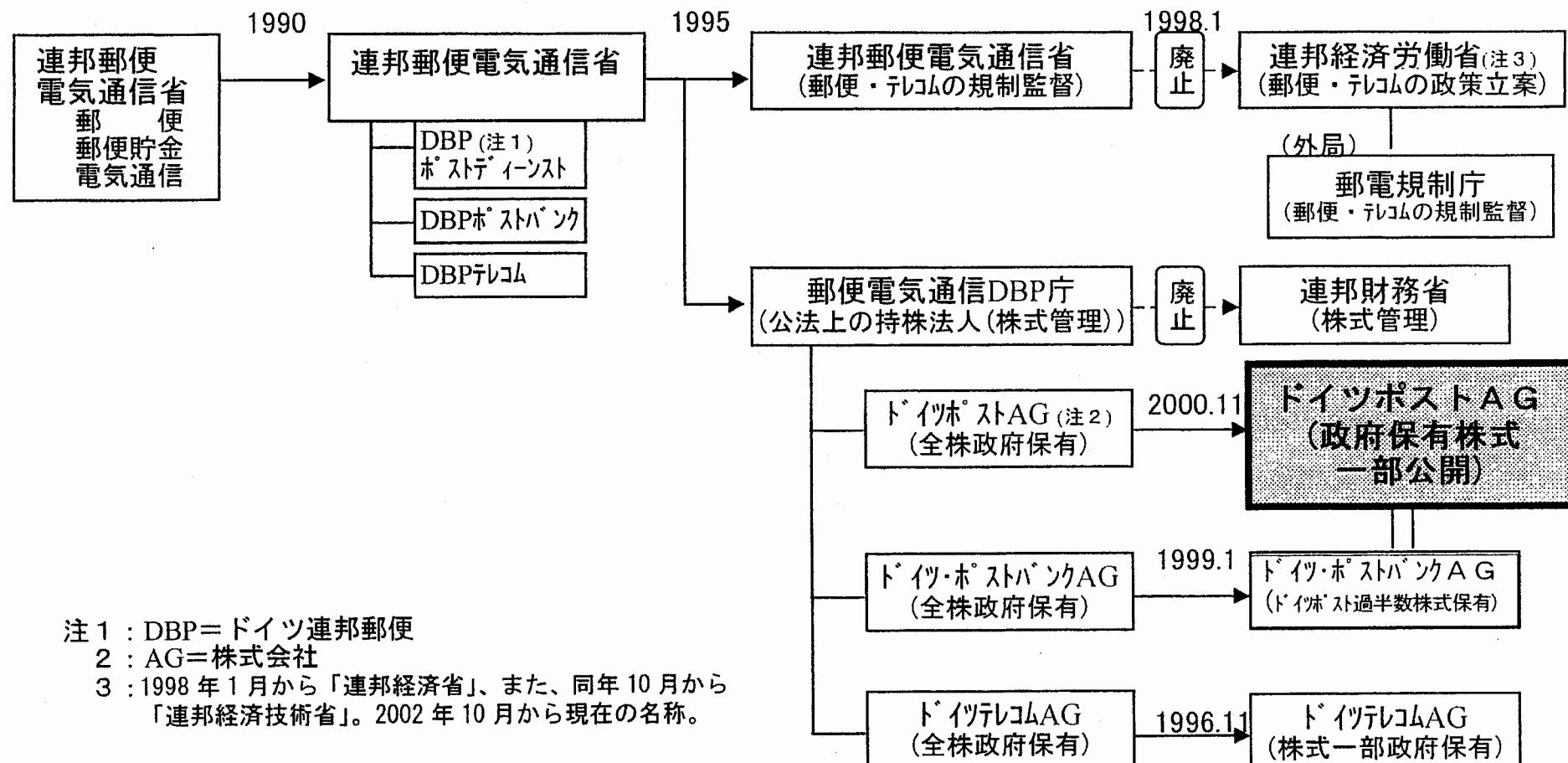
#### 文房具等販売

- ・電力会社の変更取扱い
- ・雑誌購読の申込み
- ・テレfonカード販売
- ・電話加入申込受付

※保険商品（生命保険・損害保険）の販売業務は、ポストバンクが50%出資しているP B 生命保険株式会社（生保）とP B 保険株式会社（損保）から受託

※下線は、日本の郵便局では提供していないサービス

# ドイツ 郵政事業の経営形態の変遷等



注：ドイツポストの職員の身分については、  
 - ドイツ連邦郵便の時代より勤務する職員で、特殊会社化の際に公務員の身分を選択した者は公務員  
 - 1995 年 1 月 1 日以降新規採用された職員は、公務員ではない

公務員 : 73,157 人
非公務員 : 302,733 人
合計 : 375,890 人

(2002 年度)

○ ドイツ：経営形態の変遷等

1989 民間参入基準設定

**1990 国営事業体へ移行**

**1995 特殊会社へ移行**

1996 参入基準の緩和

1997 "

McPaper の買収

1998 新郵便法施行

**ユニバーサル・  
サービス令の施行**

1998 DHLへ出資

概要・背景等

基本書状料金の 10 倍以上の書状について民間参入を認める

郵便、貯金、電気通信を国営事業体として、連邦郵便電気通信省から分離  
(第一次郵電改革)

それを全株政府保有の特殊会社化  
(第二次郵電改革)

【背景】・電気通信分野改革の影響

- ・赤字経営
- ・ストライキの発生 (ほぼ毎年発生)

重量 1kg 超の書状について民間参入を認める

料金 10 マルク以上の書状について民間参入を認める

McPaper (文房具店チェーン) を 100%子会社化

1kg 以下の書状について免許制を導入  
ただし基本料金の 5 倍以下又は 200g 未満の書状は、ドイツ・ポストに 2002 年末までの独占免許を付与

郵便のユニバーサルサービスを確保するため、2005 年末まで 12,000 局維持すること等、郵便局の設置基準を規定

【背景】郵電改革後、特殊会社となった郵便・貯金事業は経営の効率性を重視  
その結果、郵便局数は大幅に減少

22.5%の株式取得を決定

2002 年上期 過半数の株式を取得  
" 年 7 月 75%の株式を取得

2002 年 12 月 100%の株式を取得  
(DHL : 米国の国際宅配便企業)

**1999 ドイツ・ポストによるドイツ・ポストバンク買収**

DANZAS 買収

**2000 ドイツ・ポストの株式上場**

2001 ドイツ・ポストの独占延長の決定

**2002 ユニバーサル・サービス令の改正**

英國郵便市場への進出

**2004 ポストバンクの株式上場**

郵便局ネットワークを所有するドイツ・ポストがドイツ・ポストバンクの全株式を政府から取得し、完全子会社化

【背景】ドイツ・ポストとドイツ・ポストバンク間の窓口手数料を巡る紛争

1月 株式の取得を開始

2月 過半数の株式を取得

3月 100%の株式を取得

(DANZAS : スイス国籍の物流企業)

政府保有株式は 69% となる  
(2004 年 2 月現在、政府の保有率は約 63%)

郵便法改正により、独占免許期限の 2007 年末までの延長が決定  
(基本料金の 5 倍以下又は 200g 未満の書状)

【背景】欧州各国では、郵便市場の自由化の進展が遅れており、自国市場で保護を受けた外国事業者のドイツ市場への進出を避けるためと見られる  
(2003 年から、独占の範囲は、基本料金の 3 倍以下又は 100g 未満の書状に変更)

12,000 局の維持を 2007 年末まで延長するとともに、地方における郵便局の設置密度を高めたため新たな基準を設ける (規制の強化)

ドイツ・ポストの子会社が英國の郵便サービス委員会から暫定免許を取得。2004 年に、同内容の標準免許を取得 (免許期間最低 7 年)

【免許内容】

- ・同一利用者によって、同一住所から 24 時間以内に 4,000 通以上差し出される大量郵便物の送達
- ・4,000 通／件に満たない B to C 郵便物の引受・区分

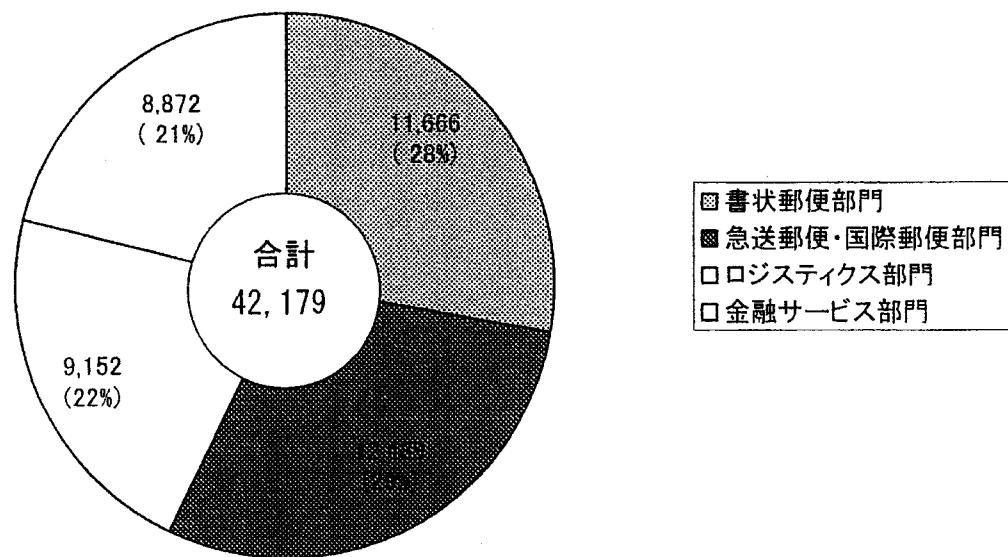
ポストバンクの株式 (50%-1 株) を上場。ただし、ツムウインケル CEO は、長期的に過半数の株式を保持している。

# ドイツ・ポスト 収入・利益の事業部門別内訳

(2002年度)

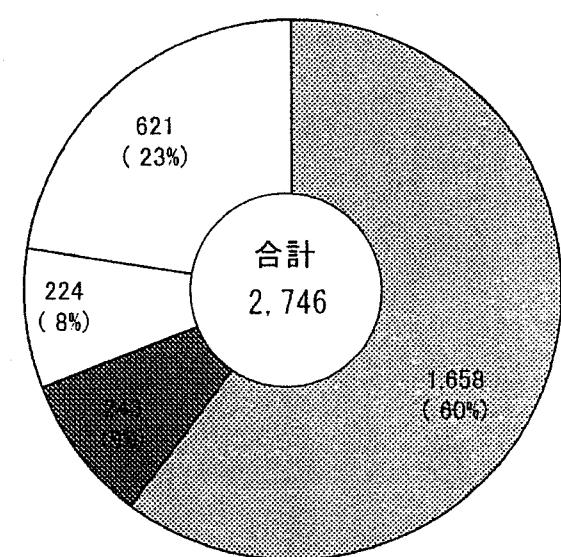
## 収 入

(単位：百万ユーロ)



## 利 益

(単位：百万ユーロ)



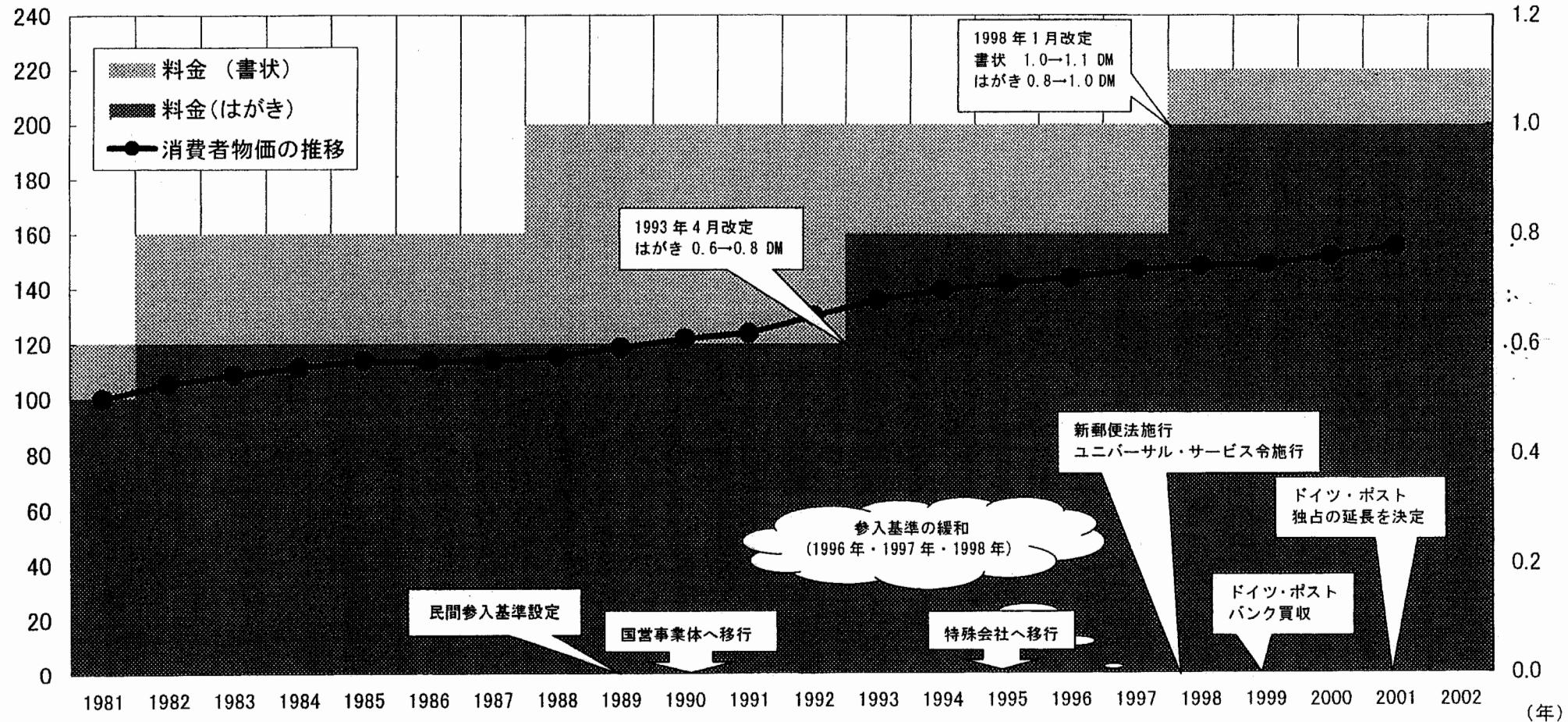
- 注：1 各事業部の収入は事業部間の取引から生じる内部収入を含むこと、ドイツ・ポストの「営業収入」として、このほかに資産売却収入、賃貸料収入等が存在することから、上記収益の「合計」はドイツ・ポストの「営業収入」とは一致しない。  
2 ドイツにおける会計年度は、当年における暦年どおり。

資料：ドイツ・ポスト年次報告書 2002 年度版

# ドイツ・ポスト 郵便料金と消費者物価指数の推移

(消費者物価指数)  
(1981年=100)

(料金)  
(DM)



年	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
料金(書状)	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
料金(はがき)	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
消費者物価指数	100	105.3	108.7	111.3	113.8	113.6	113.9	115.3	118.5	121.7	123.8	130.1	135.9	139.6	142.0	144.0	146.8	148.1	149.0	151.9	155.7	—
消費者物価指数上昇率		5.3%	3.3%	2.4%	2.2%	▲0.1%	0.2%	1.3%	2.8%	2.7%	1.7%	5.1%	4.4%	2.8%	1.7%	1.4%	1.9%	0.9%	0.6%	2.0%	2.5%	—

注: 1 過去に改訂されているデータについては、判明している限り最新のものを採用した。

2 1991年以前については、旧西ドイツベース。

資料: 1 料金は、ドイツ・ポスト郵便料金表

2 消費者物価上昇率は、International Financial Statistics(IMF)

○ ドイツ・ポストは、2003年1月より、プライスキャップ制導入に伴い、書状の料金を0.56ユーロから0.55ユーロに、はがきの料金を0.51ユーロから0.45ユーロに引き下げ。

(料金単位: DM)

(消費者物価指数上昇率1981年=100)

# ドイツ：ユニバーサルサービス基金

## 制度の目的

- EU各加盟国において指令により課されるユニバーサルサービス義務の提供にあたり、同義務がユニバーサルサービスの提供者に対して不当な財政負担となる場合に、同負担を補償し、ユニバーサルサービスの維持を図る目的で制度が整備されたもの

## 実施の時期

- 独占撤廃（2008年）以降、国がその必要性を認めた場合に実施

## 制度の内容

- ユニバーサルサービスが提供されていない分野や地域において、国が当該サービスを無償で提供できる事業者を募集し、応募があれば同事業者に決定（応募がない場合には、市場支配的な事業者に提供を義務付け）
- ユニバーサルサービスの提供を義務付けられた市場支配的な事業者が補償金を要求できることを証明した場合、国は次のステップとして、ユニバーサルサービスの提供に必要な補償額について入札を実施し、落札者（補償額の最も低い者。落札者がいない場合は市場支配的な事業者）にユニバーサルサービスの提供を委託
- ユニバーサルサービスを提供する事業者に補償金を交付する必要がある場合、国は免許分野の売上高（100万マルク超）のすべての免許事業者に対し、売上高に応じた分担を求償

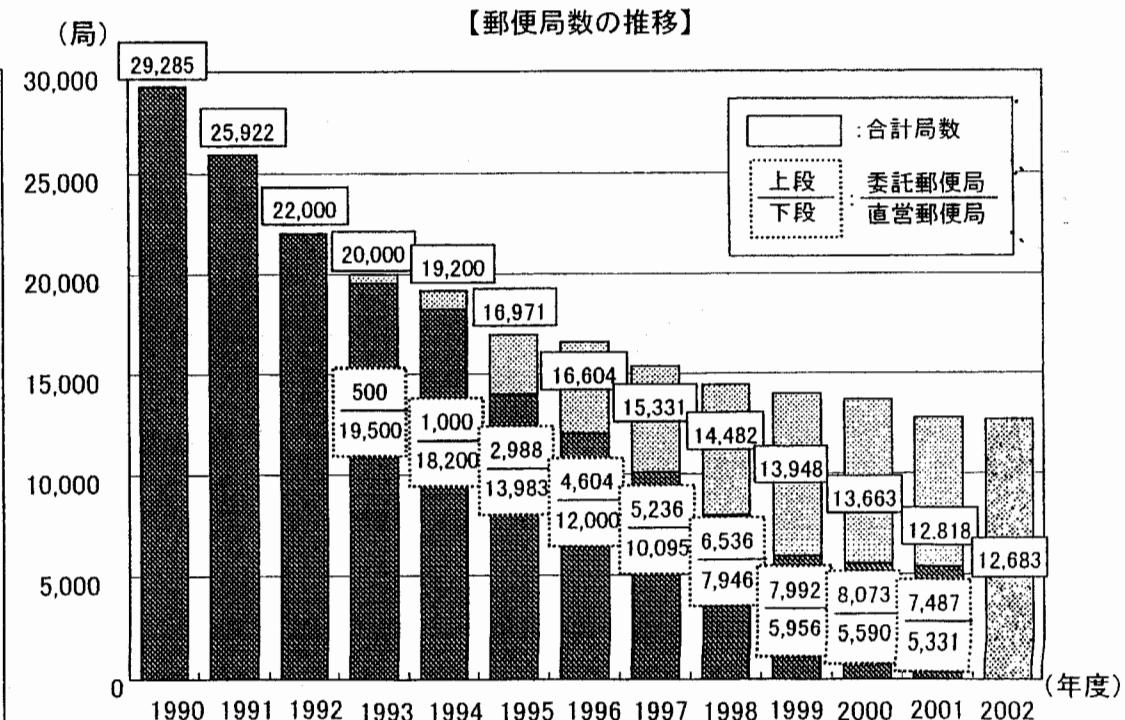
## ドイツにおけるユニバーサルサービス令の施行

- ドイツでは、郵電改革等の影響により、郵便・郵便貯金事業はそれぞれ特殊会社化。その後、事業の効率性が偏重された結果、直営郵便局を委託郵便局で代替させつつ、全体として郵便局数は約10年間で半減。
- これに対して、1998年秋の総選挙で誕生したシュレーダー政権は、郵便局数の減少に歯止めをかけるため、2005年末まで12,000局の維持等を義務付けるユニバーサルサービス令を施行。
- さらに、2002年には、12,000局の維持を2007年末まで延長するとともに、特に地方における郵便局の設置密度を高めるため、同政令を改正。
- なお、ユニバーサルサービス令において、最低12,000の郵便局の維持等が義務づけられたことから、結果として同数の郵便局における金融サービスの提供も確保。

### 【2002年ユニバーサルサービス令（抜粋）】

第2条（前略）書状輸送サービスに関する契約が締結・遂行され得る郵便局は、ドイツ全国で最低12,000か所存在しなければならない。この義務については、2007年12月31日（2005年12月31日）までに、需要を考慮して再検討される。2007年12月31日（2002年12月31日）までは、最低5,000の郵便局が、正規の従業員で運営されなければならない。2,000人（4,000人）を超える住民を持つすべての地方自治体に、最低1か所の郵便局が存在しなければならない。これは通常、州国土整備計画基準により拠点的な機能を持つ地方自治体にもあてはまる。人口が4,000人を超える地方自治体や、州国土整備計画基準により拠点的な機能を持つ地方自治体については、地区ごとに1か所の郵便局を設置して、どの顧客も2,000メートル以内でその施設にアクセスできるよう保証しなくてはならない。さらにすべての地方で、最低80平方キロメートルごとに1か所の割合で郵便局を設置しなくてはならない。（原則として、市街地では、顧客にとって郵便局が最大2,000メートルの範囲内にあることが保証されなければならない。）（後略）

注：（）内は1998年施行時。下線部は、改正により変更された箇所。

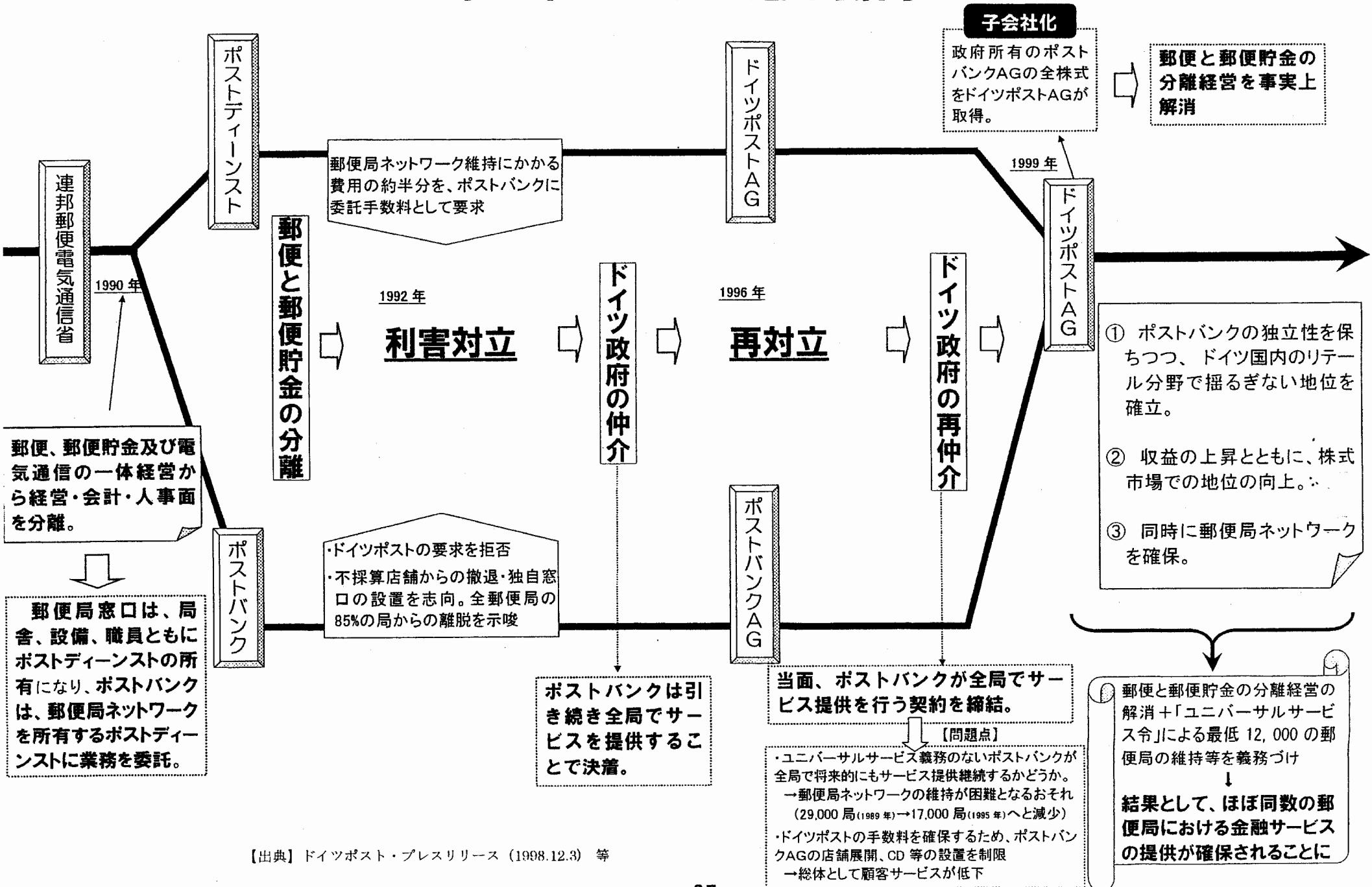


注：1 数値は、各年度末現在のもの。

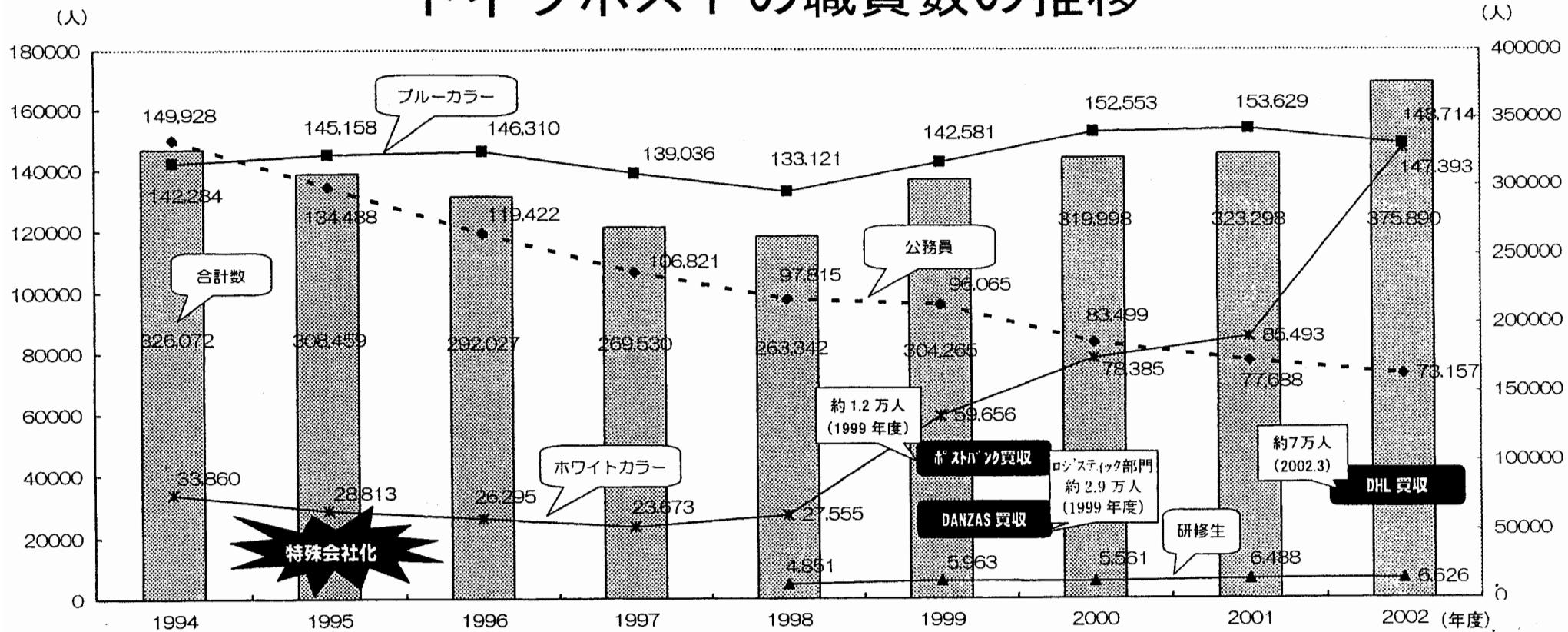
2 ドイツにおける会計年度は、当年における暦年どおり。

3 2002年度における直営郵便局と委託郵便局の内訳は不公表。

# ポストバンクを巡る動向



# ドイツポストの職員数の推移

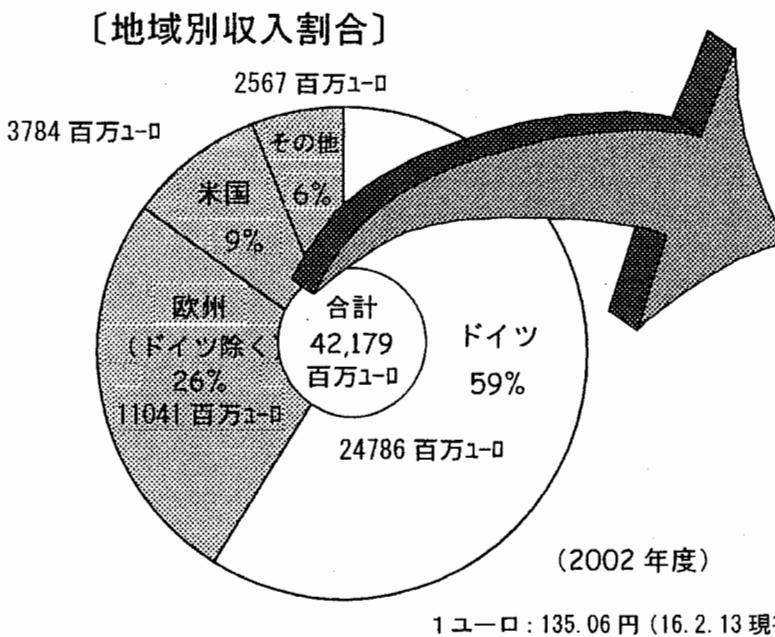


	1994 年度	1995 年度	1996 年度	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度
Wage Earners (ブルーカラー)	142,284 (43.6%)	145,158 (47.1%)	146,310 (50.1%)	139,036 (51.6%)	133,121 (50.6%)	142,581 (46.9%)	152,553 (47.7%)	153,629 (47.5%)	148,714 (39.6%)
Civil Servants (公務員)	149,928 (46.0%)	134,488 (43.6%)	119,422 (40.9%)	106,821 (39.6%)	97,815 (37.1%)	96,065 (31.6%)	83,499 (26.1%)	77,688 (24.0%)	73,157 (19.5%)
Salaried Employees (ホワイトカラー)	33,860 (10.4%)	28,813 (9.3%)	26,295 (9.0%)	23,673 (8.8%)	27,555 (10.5%)	59,656 (19.6%)	78,385 (24.5%)	85,493 (26.4%)	147,393 (39.2%)
Junior Staff in Training (研修生)					4,851 (1.8%)	5,963 (2.0%)	5,561 (1.7%)	6,488 (2.0%)	6,626 (1.8%)
合計	326,072	308,459	292,027	269,530	263,342	304,265	319,998	323,298	375,890

※Wage Earners (ブルーカラー) と Salaried Employees (ホワイトカラー) は、特殊会社化(1995 年) 前から非公務員

# ドイツポストの海外事業の収益性

## ○ ドイツポストの海外事業の規模



## 〔地域別従業員数〕

地 域	職員数
ドイツ	219,067
欧州（ドイツ除く）	65,599
米国	23,905
その他	19,105
合計	327,676

※研修生を含まない数。2002年12月31日時点。

## ○ 海外事業・国内事業の利益等（試算）

	(2002 年度)	(百万ユーロ)	
	利益	収入	利益率
海外事業	375 (13.7%)	17,393 (41.2%)	2.2%
国内事業	2,371 (86.3%)	24,786 (58.8%)	9.6%
合 計	2,746	42,179	6.5%

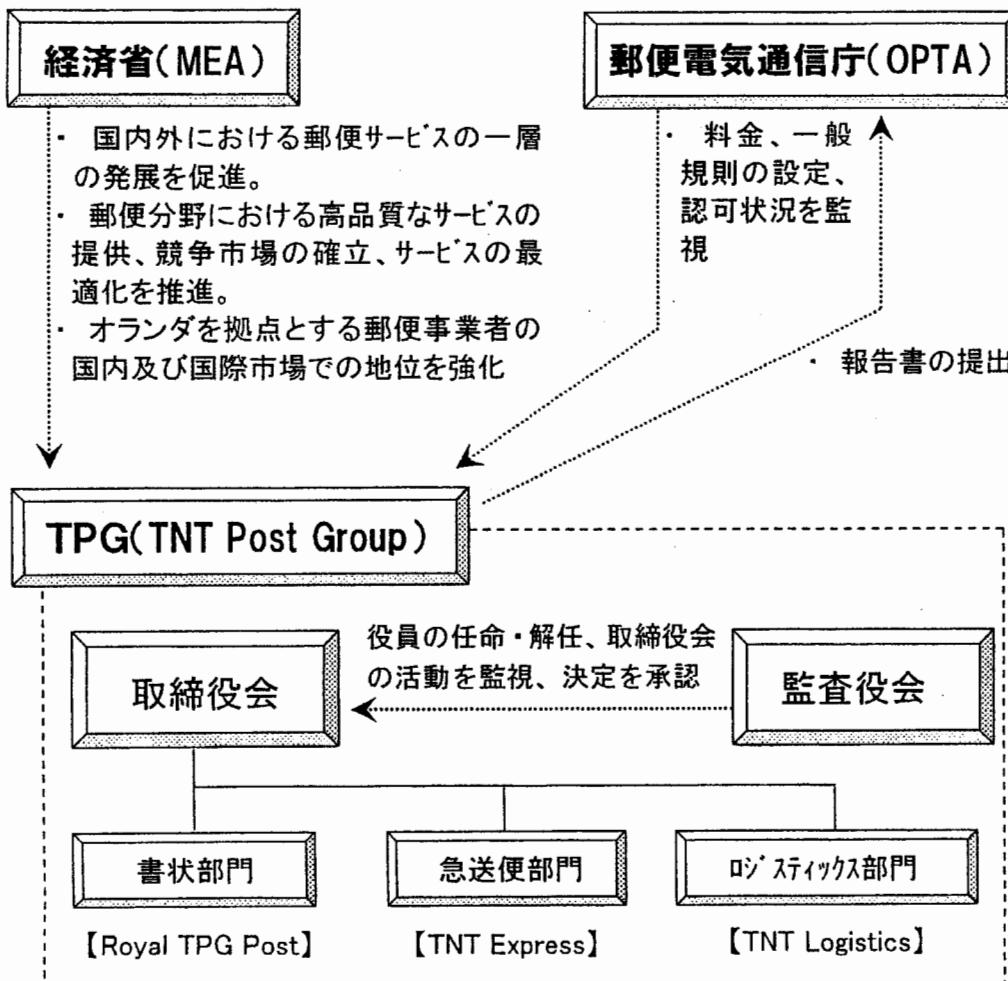
※ Mail、Finance 部門は国内事業として計算。  
事業部間の取引から生じる内部収益を含めた。

## STARプログラム (2002.10 発表)

- EBITA(税・金利及びのれん代償却控除前利益)を 22 億ユーロ(2002 年)から 2005 年までに 31 億ユーロに増大させることを目的。
- 個別プロジェクトの一つとして欧州ネットワークの再編  
現在、欧州内越境輸送に6つの並行したネットワークを稼働。今後統合ネットワークを実現し、2005 年までに1億 3000 万ユーロの利益改善を想定。

# オランダ 概要

## ○ TPG (TNT Post Group) の概要



## ○ 郵便局窓口サービスの概要

### (1) 郵便

(TPGポストの窓口業務)

- 書状、はがき、印刷物、小包
- 特殊取扱：書留、保険付、速達、代金引換、料金後納 等

### (2) 金融サービス

(ポストバンクの窓口業務)

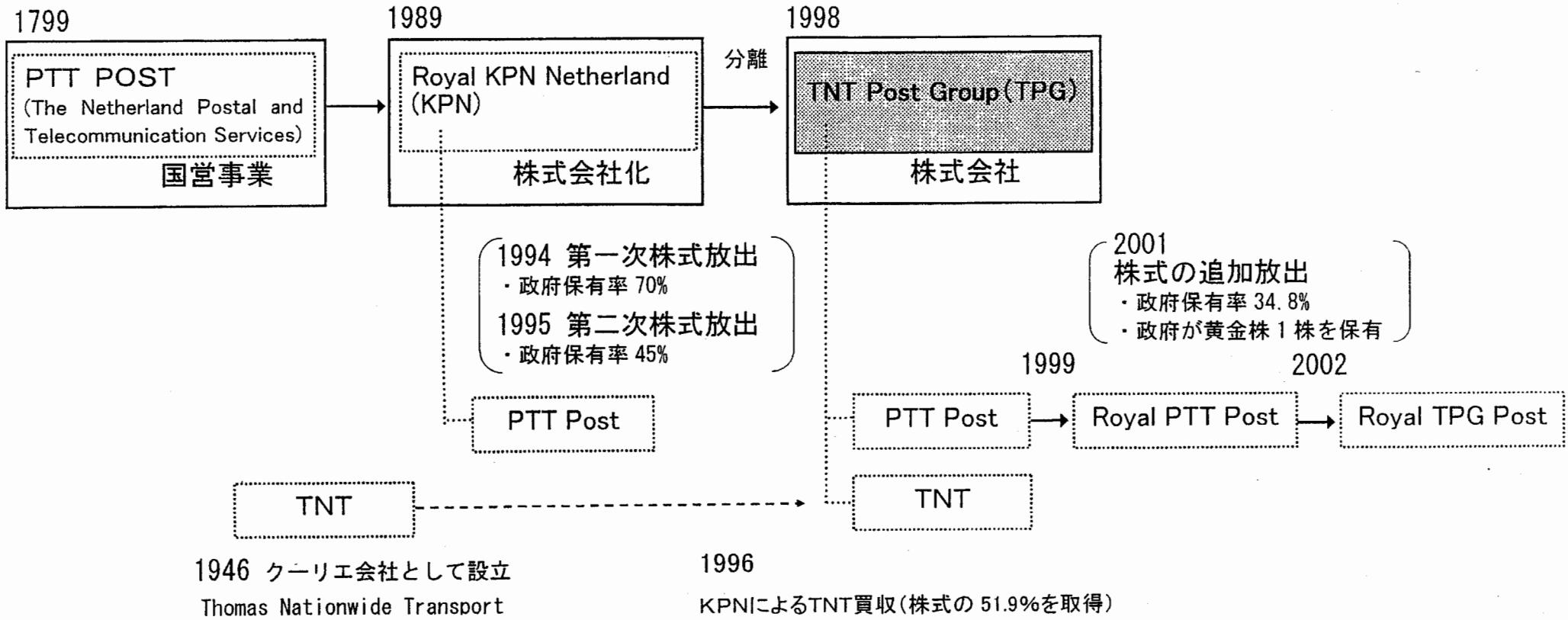
- 口座開設
- 現金の預入、引出
- 貸付業務
- 外貨両替 等

### (3) その他

- 国営宝くじ
- 魚釣り免許
- バス・地下鉄共通回数券
- ギフトカード
- 映画館クーポン 等

※下線は、日本の郵便局では提供していないサービス

# オランダ 郵政事業の経営形態の変遷等



## ※「黄金株」

国営企業が民営化された際に誕生した当該企業に対する政府保有の株式そのもの又は株式保有に関する特権で、他の株式への国家・政府の影響力を将来的にも維持すると同時に敵対的買収に対する防衛策として他の株式の海外投資家による保有の拒否権並びに一般投資家の株式取得に対する認可権等の特権が連動した株式のことを指す。

2003 年、欧州委員会は、オランダを EC 条約第 56 条(資本の移動・支払いの制限の禁止)等に違反するとして、欧州裁判所に提訴することを決定。

## ○ オランダ: 経営形態の変遷等

### 概要・背景等

1752 国営郵便の開始

当時は都市が個別に郵便事業を運営。その運営権限の国王への譲渡に伴い、国営による郵便事業を開始

1999 会社名の変更

国営事業体の発足 200 周年を機に、PTT Post から、Royal PTT Post に改称

1799 国営事業体の設立

フランスの郵便事業をモデルとして、国営事業体を設立

2000 合併企業設立

シンガポール、シンガポール・ポストと共に国際郵便を取扱う合併企業を設立

1807 郵便法制定

書状の取集・輸送・配達を規定  
重量及び距離に基づき、全国で同じ料金を採用

2001 株式の追加放出

政府の株式保有率は 34.8%

### 1989 PTT ポスト民営化

国営事業の株式会社化。急速に変化する事業環境に対応し、国際市場におけるプレゼンスを強化することが目的

Spring の事業開始

シンガポール、シンガポール・ポストとの合併企業がブランド名 "Spring" で国際郵便事業開始(出資比率: TPG; 51%、シンガポール及びシンガポール・ポストがそれぞれ 24.5%)。

### 1993 窓口会社の設立

PTT ポストの窓口部門を分離。INGグループのポストバンクと折半出資により株式会社を設立

30%の株式を放出

2002 会社名の再変更

Royal PTT Post は Royal TPG Post に改称。

1994 第一次株式放出

25%の株式を放出  
(政府の株式保有は過半数を下回る)

KPNがTNTを買収  
(普通株 51.9%取得)。

2003 欧州委員会提訴

欧州委員会は、政府の黄金株保有を EC 条約 56 条違反で欧州裁判所へ提訴決定。

1995 第二次株式放出

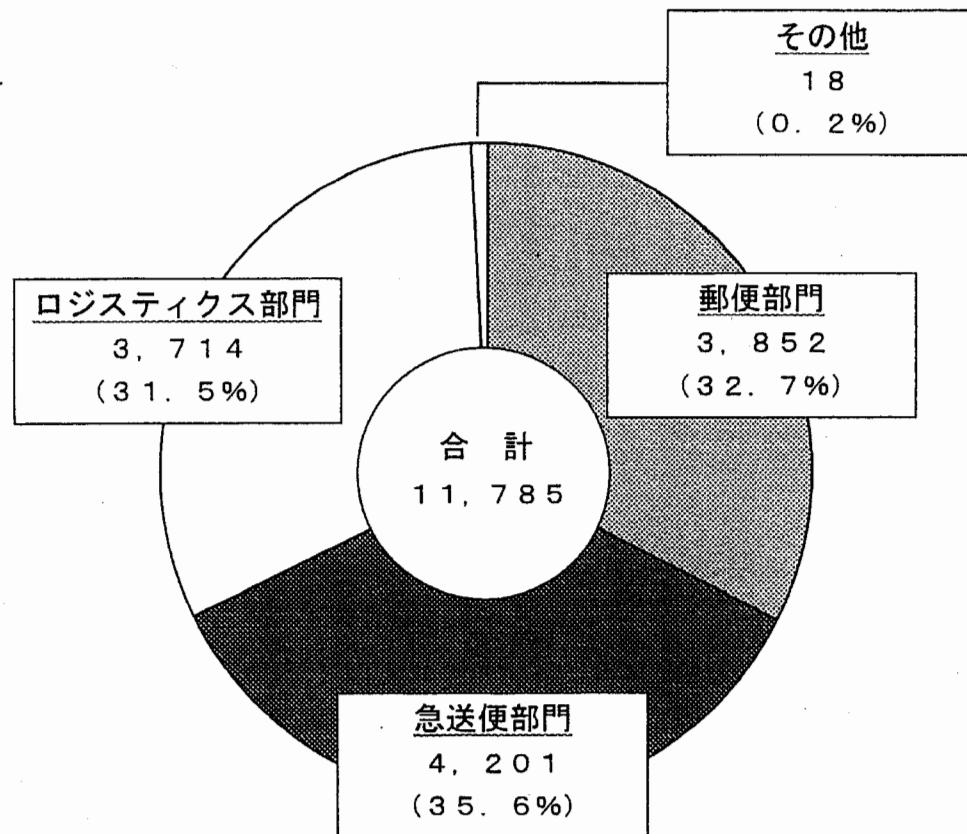
TNT Post Group(TPG)としてKPNから分離。政府はTPGの株式の 45%を取得。

### 1998 TPG発足

TPG株式上場

# TPG 収入等の事業部門別内訳

(収 入)



注：オランダの会計年度は暦年どおり

資料：TPG年次報告書 2003年度版

【参考】部門別の業務利益

部 門	利益／損失
郵便部門	766
急送便部門	223
ロジスティクス部門	▲203
その他	▲ 19
合 計	767

(注) その他は、不動産・備品の売却益、グループ企業の株式売却益、不動産の賃貸料等。

〔 2003年度（2003年12月末）  
単位：百万ユーロ 〕

# ポステ・イタリアーネ 概要

## ○ 概要

経営形態：100%政府保有の株式会社

(1998年2月公共企業体から転換)

主要役員：[President] Enzo Cardi

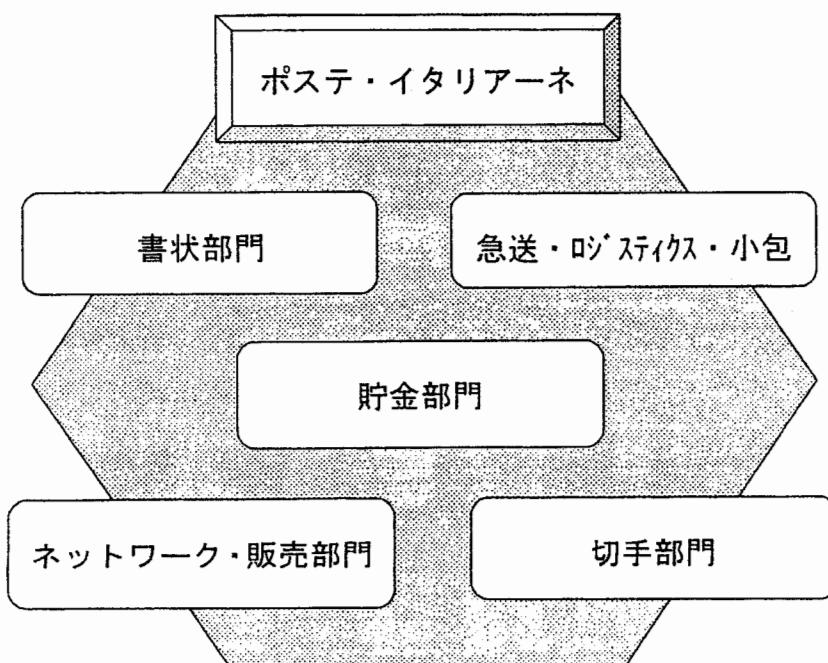
[Vice President] Nunzio Guglielmino

[CEO and Managing Director] Massimo Sarmi

職員数：158,002人

郵便局数：13,747局

ポスト数：約70,000本



## ① 郵便

### 【郵便物種類】

書状、はがき、印刷物、小包、急送便、電報等の電子的通信手段等

### 【取扱物数】

内国通常郵便物数：62.9億通 内国小包郵便物数：2400万個（2002年）

### 【特徴】

- ・ イタリアの郵便事業は従来、配達状況の悪さで定評があつたが、近年、改善に向けての動きがある。
- ・ 政府は、Poste Italianeに対し、ユニバーサルサービスについて、2000年に1兆3500億リラ（約7億ユーロ、約909億円）、2002年に4.3億ユーロ（約560億円）の補助金を拠出
- ・ 1998年に株式会社化した後、国内の民間急送事業者「SDA」の買収を皮切りとして、他国の郵便事業体との提携、合弁事業設立など戦略的協力体制の構築に着手

## ② 金融サービス

### 【商品種類】

通帳式貯金、利付郵便債券、郵便為替、郵便振替小切手、振替口座払込み、口座間振替、個人ローン、住宅ローン、投資信託、保険等

### 【口座残高等】

口座残高（貯金口座、債券及び当座預金口座合計）：2100 億ユーロ（約 28 兆円）

貯金口座数：278 万口座（2002 年）

### 【特徴】

- ・ 店舗網維持経費は国庫負担で賄われているが郵便局数は減少傾向。
- ・ 郵便貯金は政府全額保証なので、イタリアの預金保護制度である銀行預金保険基金には加盟していない。
- ・ 保険業務は子会社の「Poste Vita」が行い、利用者は当座預金口座を用いて購入（生保販売でイタリア第 3 位）
- ・ 投資信託子会社の商品を郵便局で販売

（参考）1995 年末における郵便貯金及び銀行預金の残高

郵便貯金残高（通帳貯金・利付郵便債券、当座勘定の合計）：245 兆リラ（約 1265 億ユーロ、約 16 兆円）、29%（残高合計に占める割合）

銀行預金残高（預金、当座勘定の合計）：593 兆リラ（約 3066 億ユーロ、約 40 兆円）・71%（残高合計に占める割合）

### ○財務データ

#### （収入）

書状及び電子郵便	35 億ユーロ	（約 4570 億円）
貯金	30 億ユーロ	（約 3890 億円）
急送サービス及びロジスティクス	2.3 億ユーロ	（約 300 億円）
切手	7800 万ユーロ	（約 100 億円）
その他	1.7 億ユーロ	（約 220 億円）
ユニバーサルサービスに対する補助金	4.3 億ユーロ	（約 560 億円）
収入合計	74 億ユーロ	（約 9630 億円）

#### （費用）

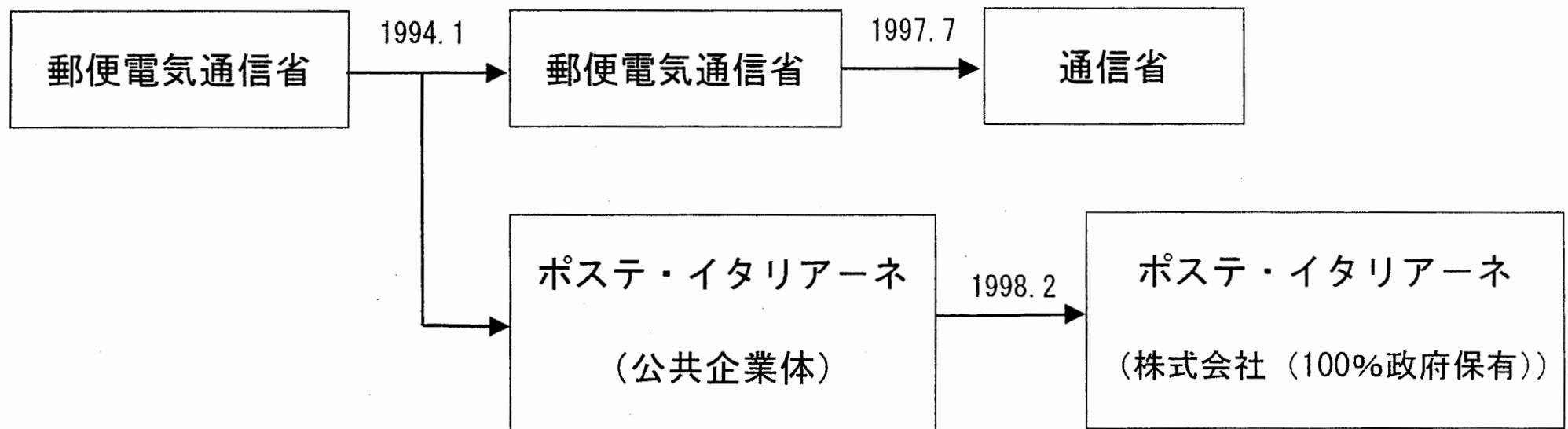
人件費	48 億ユーロ	（約 6230 億円）
その他費用	18 億ユーロ	（約 2320 億円）
費用合計	66 億ユーロ	（約 8550 億円）

（2002 年）

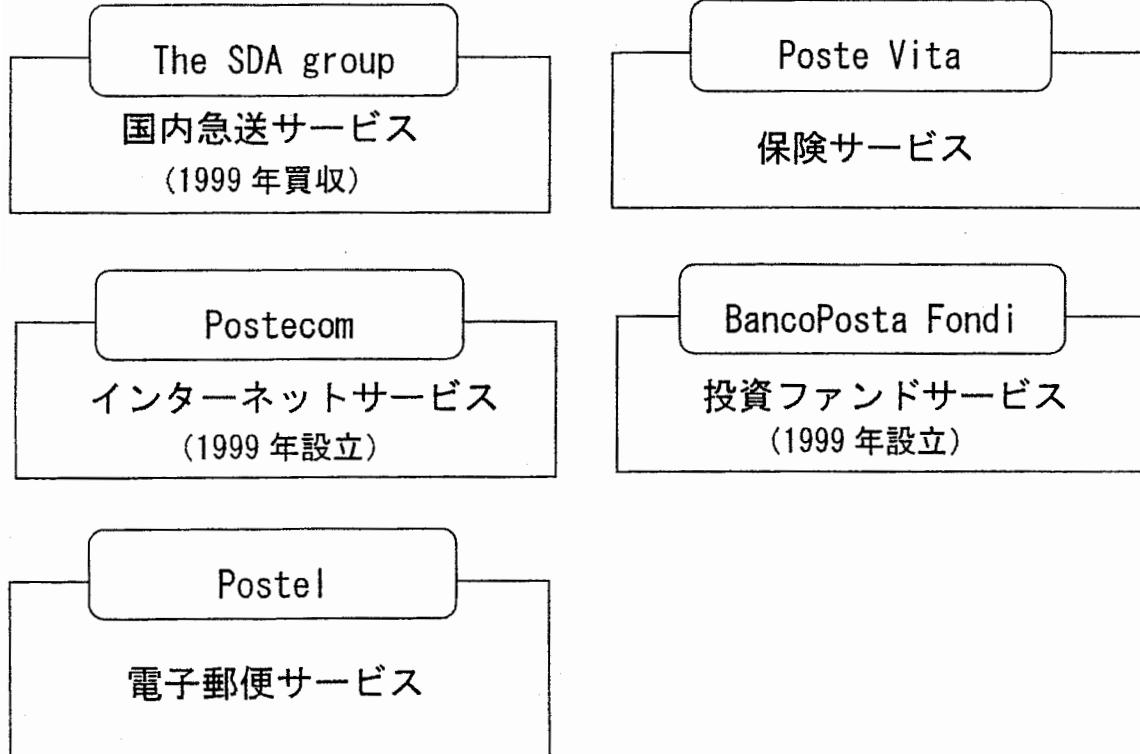
※ 1 ユーロ=130.35 円（2004 年 4 月 19 日現在）

1 ユーロ=1936.27 リラ

## イタリア 郵政事業の経営形態の変遷等



【主な子会社と業務概要】



【郵便局数の推移】

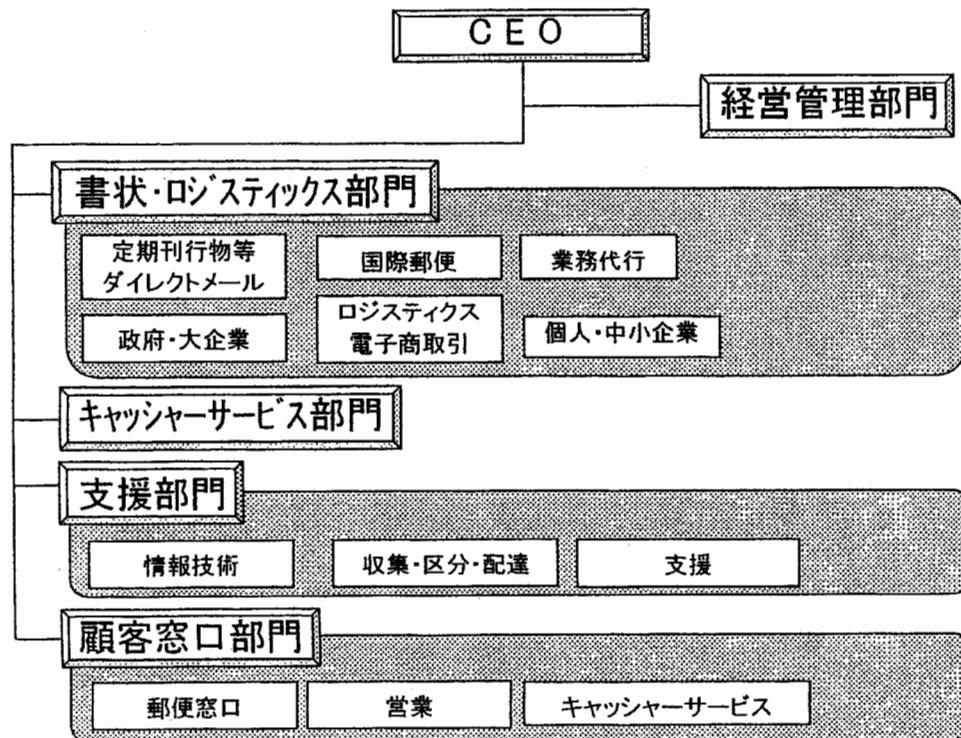
1992年末	14,411局
1993年末	14,377局
1994年末	14,348局
1995年末	14,142局
1996年末	ND
1997年末	13,967局
1998年末	15,022局
1999年末	15,074局
2000年末	14,913局
2001年末	13,787局
2002年末	13,747局

(出典) ポステ・イタリアーネHPほか

# スウェーデン・ポスト 概要

## ○スウェーデン・ポストの概要

(職員数:39,554人、取扱郵便物数:44億通(2002年))



参考:スウェーデンポストホームページ及びUPU郵便業務統計 等

## ○ 海外への事業展開状況

北欧を中心として、戦略的な事業展開を実施。

主な会社は以下のとおり。

(出典:2002年 年次報告書)

会社名	国名	出資比率
Tollpost Globe AS	ノルウェー	50%
DPD Parcel Holding A/S	デンマーク	100%
AS Baltic Logistic System Eesti	エストニア	"
ZAO Armadillo Business Posilka	ロシア	"
Netpay OY	フィンランド	"
Posten Reinsurance S.A.	ルクセンブルグ	99%
BusinessPoint S.A.	ポーランド	100%
Posten Sverige GmbH	ドイツ	"
Swedish Post Group BV	オランダ	"
Direct Link Singapore	シンガポール	50%

## ○ 郵便局窓口サービスの概要

### (1) 郵便

#### 郵便物種類

- ・ 書状、印刷物、無名あて郵便物、点字郵便物、小包、電子郵便 等
- ・ 特殊取扱:速達、書留、保険付、受取通知、代金引換 等

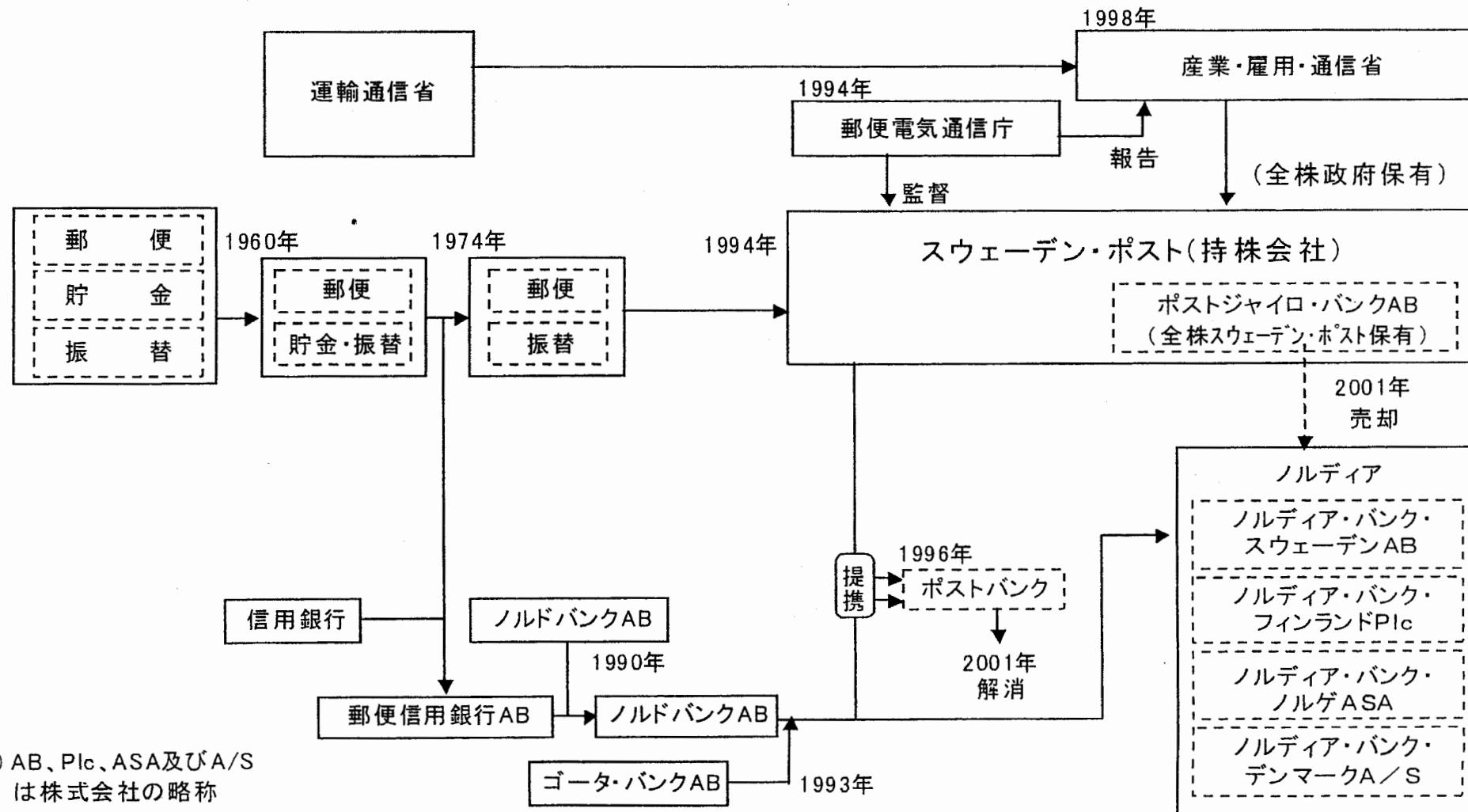
### (2) 為替

### (3) 受託業務

- ・ 提携銀行の一部窓口業務
- ・ 選挙関係管理事務 (郵便局で投票)
- ・ 運転免許申請用紙受付
- ・ 文房具の販売
- ・ 旅行小切手の売買

※下線は、日本の郵便局では提供していないサービス

# スウェーデン 郵政事業の経営形態の変遷等



○ スウェーデン：経営形態の変遷等

概要・背景等

**1974 貯金部門の特殊会社化**

国営の信用銀行との合併に伴い「郵便信用銀行」として特殊会社化（全株政府保有）し郵便及び振替部門から分離

1990 商業銀行買収

商業銀行ノルドバンクを買収（名称を買収先のノルドバンクに変更）

1993 商業銀行買収

商業銀行ゴータ・バンクを買収

**独占留保分野撤廃**

**1994 郵便部門の特殊会社化**

振替部門の子会社化

スウェーデン・ポスト設立（政府全株保有の特殊会社）

ポストジャイロ・バンク設立（スウェーデン・ポスト全株保有の子会社）

1996 「ポストバンク」サービス開始

ノルドバンクとスウェーデン・ポストが提携して「ポストバンク」という名称で金融サービスを開始

1997 参入免許制導入

2kg 以下の書状送達に免許制を導入

2001 「ポストバンク」解消

ノルドバンクとスウェーデン・ポストの提携解消  
【背景】スウェーデン・ポストは郵便局における金融サービスの提供が負担として提携契約を解消

注：提携関係はいったん解消されたものの再び提携契約が結ばれ、スウェーデン・ポストはノルド・バンクの窓口業務を受託。引き続き郵便局でサービスが提供されることとなった。

現在は、特定の金融機関との提携を通じて金融サービスを提供する代わりに、あらゆる金融機関へ郵便局ネットワークを開放する方向へ方針を変更（キャッシュ・サービス）

2001 年12月現在、ノルドバンク、ポストジャイロ・バンク、Förenings 貯蓄銀行の三金融機関と契約

2001 サービス・ネットワーク拡張計画開始

ガソリンスタンド、コンビニ、スーパー等のチェーンとの提携の推進により、郵便サービスの提供ポイントを、9月から2002年末までに、約1,800から約3,100に拡張予定

金融サービスは、全1,741局（2000年）のうち、1,350局で提供予定

【背景】郵便・物流事業の競争力の向上を図る

ポストジャイロ・バンクの売却

11月、ノルドバンク（※）への所有権の移転が完了

【背景】スウェーデン・ポストの経営戦略の転換（郵便・物流事業への集中）に基づくもの

（※）12月、ノルドバンクは、ノルディア・バンク・スウェーデンに名称を変更

佛ラ・ポストとの業務提携

ノルディック、バルチック地域での小包事業で業務提携

2002 地方自治体による郵便局の電子通信インフラの認可

多数の地方自治体が、スウェーデンポストの電子通信インフラである ePostboxen を認可。これにより、地方自治体からの請求書や大口郵便を電子又は通常郵便のどちらの方法でも受け取ることが可能に

e バンキングの提携

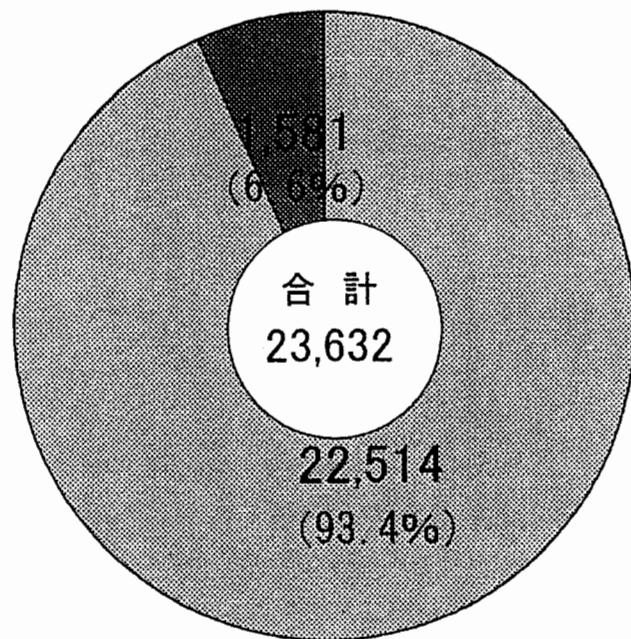
スウェーデンの大手銀行 Handelsbanken とオンライン銀行を介したインターネットによる請求の表示と支払いについて戦略的合意に達する

2003 人員削減計画の発表

2005年までに、450人の人員を削減し、2つの郵便物区分施設を閉鎖  
年間約2億2,500万クローネ（約30億3,750万円）の経費削減が可能になると見積もられている

# スウェーデン・ポスト 収入の事業部門別内訳

(2002年度)



- 郵便事業収入
- キャッシャーサービス収入

(単位：百万SEK)

## (参考) キャッシャーサービス（現金出納サービス）

- ・ 2002年1月から、キャッシャーサービス法 (the Essential Cashier Service Act) に基づき、スウェーデン・ポストは、郵便局以外に現金の受け払い手段を持たない住民のために、キャッシャーサービスの全国提供を義務付けられている。
- ・ キャッシャーサービスの具体的な内容は次のとおり。
  - ・ 公共料金の支払い
  - ・ 小切手及び郵便振替などの現金化
  - ・ 銀行口座への預入・引出 等
- ・ キャッシャーサービスは赤字事業であるため、政府は補助金を支出している
  - 〔 2002年度 : 4億SKr (約55億円) 〕
  - 〔 2001年度 : 2億SKr (約27億円) 〕

注：  
1 郵便事業収入には、ロジスティックス部門の収益が含まれる。  
2 内部取引が相殺されているため (-463 百万 SEK)、合計額は一致しない。  
3 スウェーデンにおける会計年度は、当年における暦年どおり。

資料：スウェーデン・ポスト年次報告書 2002 年度版

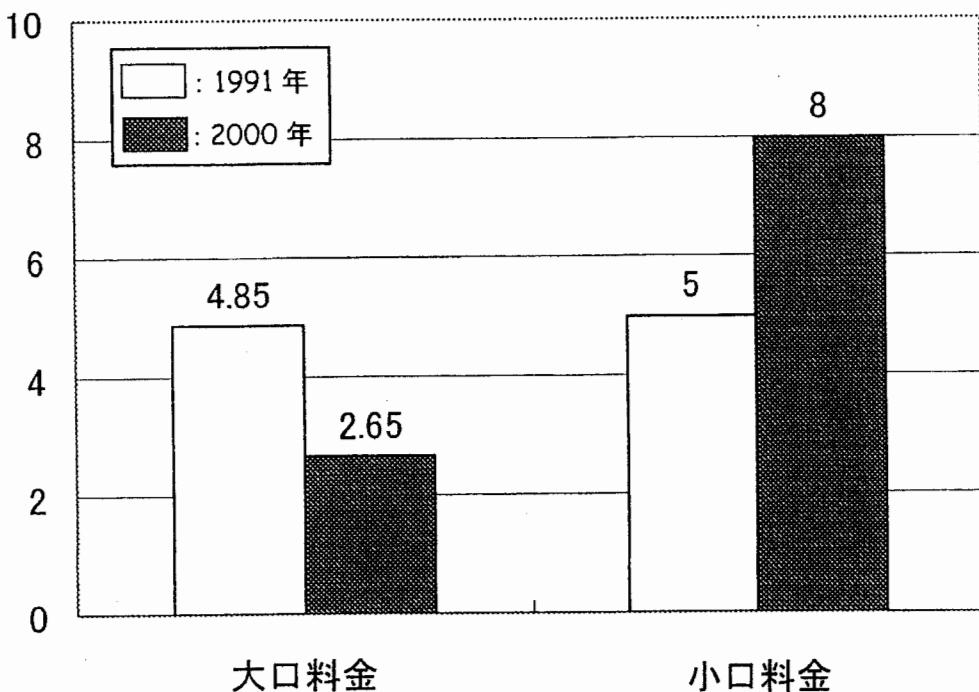
## スウェーデンにおける状況

～大口中心の民間参入により、大口料金は低下したが、小口料金は上昇～

- スウェーデンでは、1993年に書状送達の独占を撤廃した。(新規参入事業者36社(2002年10月時点))
- 新規参入事業者であるシティメールの郵便全体でのシェアは4%にとどまっているが、ダイレクトメール等大口の分野でのシェアは、30%程度に達している。
- ダイレクトメール等での民間参入事業者の伸張に対応して、スウェーデンの郵便事業体である**スウェーデンポスト**も、ダイレクトメール等の大口料金を値下げし、一般の手紙・はがきの料金を値上げするといった措置を余儀なくされている。

(スウェーデンクロネ)

スウェーデンポストの郵便料金の変化



(スウェーデンクロネ)

	大口料金 (Data Addressed)	小口料金 (Single Item)
1991年	4.85	5
2000年	2.65	8

大口料金は、  
45%値下げ  
(1991年→2000年)

小口料金は、  
60%値上げ  
(1991年→2000年)

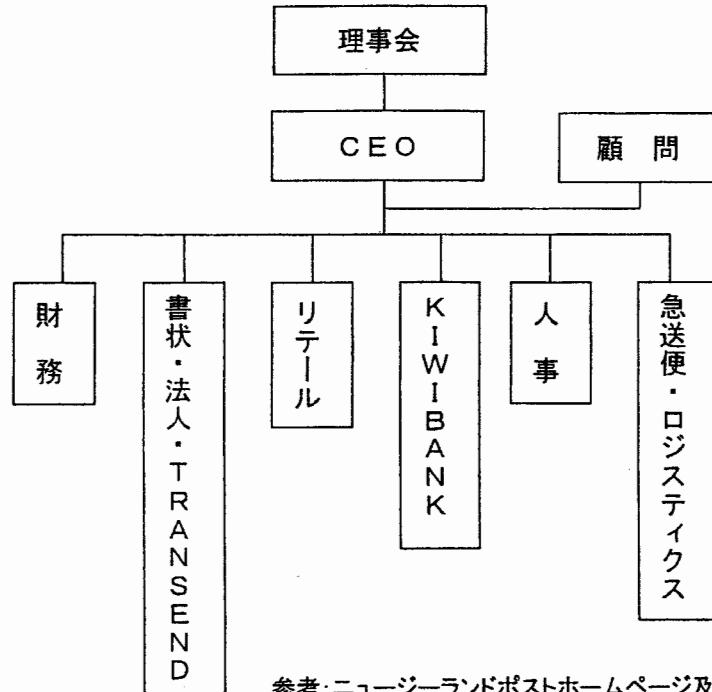
(75gの書状を差し出した場合)

参考:スウェーデンでの現地ヒアリング 等

# ニュージーランド・ポスト 概要

## ○ ニュージーランド・ポストの概要

(職員数：9587人、取扱郵便物数：17億通（2003年度）)



参考: ニュージーランドポストホームページ及び UPU 郵便業務統計 等

## ○ 主な子会社

20社に及ぶ子会社を軸に戦略的な事業展開を実施。

主な会社は、以下のとおり。

出典: 2003年 年次報告書

会社名	出資比率	主たる事業
Kiwibank Limited	100%	銀行
KiwiMail Group Limited	"	ビジネス郵便
Transend Worldwide Limited	"	国際コンサルティング
Couriers Please Pty Limited	"	急送便
AddressWorks Limited	"	データベース管理
SkyRoad Limited	"	物流
MessageMedia NZ Limited	"	Eマーケティング

## ○ 郵便局窓口サービスの概要

### (1) 郵便

#### 郵便物種類

- ・書状、はがき、印刷物、小包等
- ・特殊取扱：書留、速達等

### (2) 金融サービス

- ・為替
- ・振替
- ・貯蓄商品
- ・外貨両替
- ・小切手

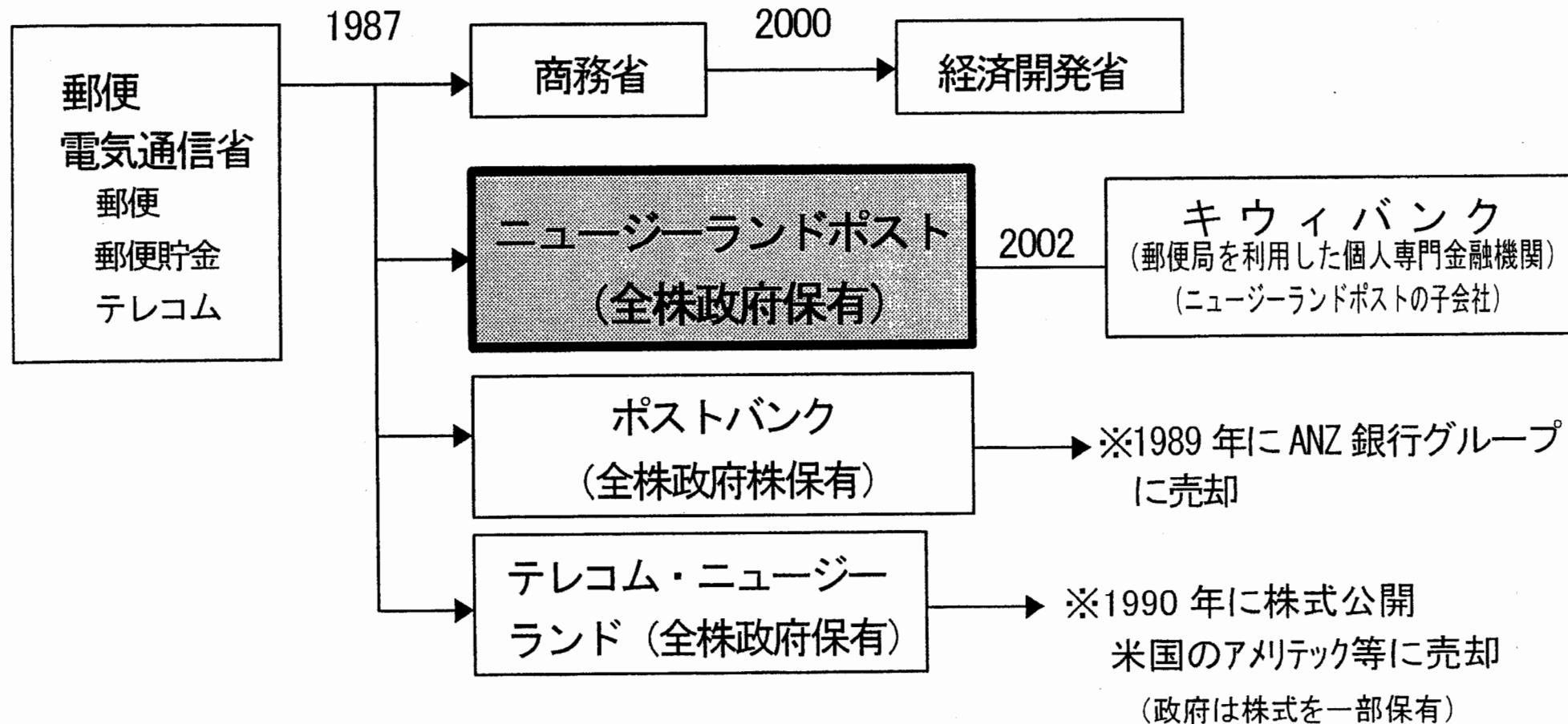
### (3) 受託業務

- ・提携銀行の一部窓口業務
- ・保険商品（旅行保険）の販売
- ・自動車の登録受付
- ・運転免許更新
- ・電話料金・放送受信料の徴収
- ・社会福祉費の給付
- ・住宅ローン

参考: ニュージーランドポストホームページ 等

※下線は、日本の郵便局では提供していないサービス

# ニュージーランド 郵政事業の経営形態の変遷等



○ ニュージーランド：経営形態の変遷等

概要・背景等

**1987 特殊会社へ移行**

1988 民間参入基準設定

**1989 ポストリンク売却**

1990 参入基準緩和

1991 参入基準緩和

1995 郡部配達料金制度廃止

**1998 郵便事業法施行**

**1998 丁寧料金改定**

郵便電気通信省から分離

- ・ニュージーランド・ポスト（全株政府保有）
- ・ポストバンク（全株政府保有）

料金 1.75NZドル以上の書状について民間参入を認める

A.N.Z銀行に売却され、その子会社化

【背景】・赤字経営

- (86年：▲1,400万NZドル)
- (87年：▲5,100万NZドル)

(9月) 料金 1.25NZドル以上の書状、重量 200g 以上の書状

(12月) 料金 1NZドル以上の書状について民間参入を認める

料金 0.8NZドル以上の書状について民間参入を認める

1993年の年間料金の大幅値上げ(40→80NZドル)後、農業者団体から「差別的な料金を徴収することは不当である」との訴えが出されたことがきっかけとなり、1995年4月に郡部配達料金自体を廃止した

**独占撤廃、登録制（料金 0.8NZドル以下）**

【民間参入の状況】

・参入の状況

現在までに30社ほどの民間事業者が書状送達分野に参入

都市部内(人口5~6万人程度)で発着する書状の送達だけを手がけるものが多い

ニュージーランド・ポストと政府の合意を示すもの

- 【概要】・2001年まで、Postの料金を45セント以下に維持すること
- ・直営郵便局数は最低240、総郵便局数は最低880を維持すること
- ・配達箇所の95%超への週6日配達を維持すること
- ・郡部配達料金を再導入しないこと等を規定

NZPILを完全子会社化

海外の郵便事業体を対象にした経営コンサルティング業務を積極的に展開(TRANSENDと名称を変更)

**2001 キウイバンク計画の承認**

2月、政府は郵便局ネットワークを活用して金融サービスを提供するニュージーランド・ポストの事業計画を受け、設立に必要な資金の拠出を承認  
【背景】

- ・外資系銀行の手数料値上げや相次ぐ支店の閉鎖に国民の不満が高まる
- ・特に郡部において十分な金融サービスが提供されていないと指摘されている。

**2002 キウイバンクサービス開始**

2月、7か所の郵便局でサービスの試行  
3月、試行サービスの成功を受けて、直営局を中心に全国展開を開始  
(2003年7月現在、287局(土曜営業220)、(日曜営業29))

参考:ニュージーランドポストホームページ及びキウイバンクホームページ 等

# キウイバンクの概要

参考:キウイバンクホームページ 等

## 1 組織

- NZポスト（政府が全株保有の特殊会社）の100%子会社
- (NZポストとは別に) 独自の取締役会を設置
- 設立経費の7,820万NZドル（約40億円）は政府が負担（7,220万NZドルの資金拠出と600万NZドルの配当放棄）

## 2 コンセプト

- 個人専門の金融機関
- 全国の郵便局で金融サービスを提供
- 手数料を他の金融機関より低い水準に設定

## 3 提供する金融商品・サービス

- 小切手、デビットカード、クレジットカード
- 賢蓄口座（貯蓄を奨励するため、若年層を対象として手数料無料の口座を提供）
- 住宅ローン
- 民間金融機関のATM

## 4 利用状況（2003年7月現在）

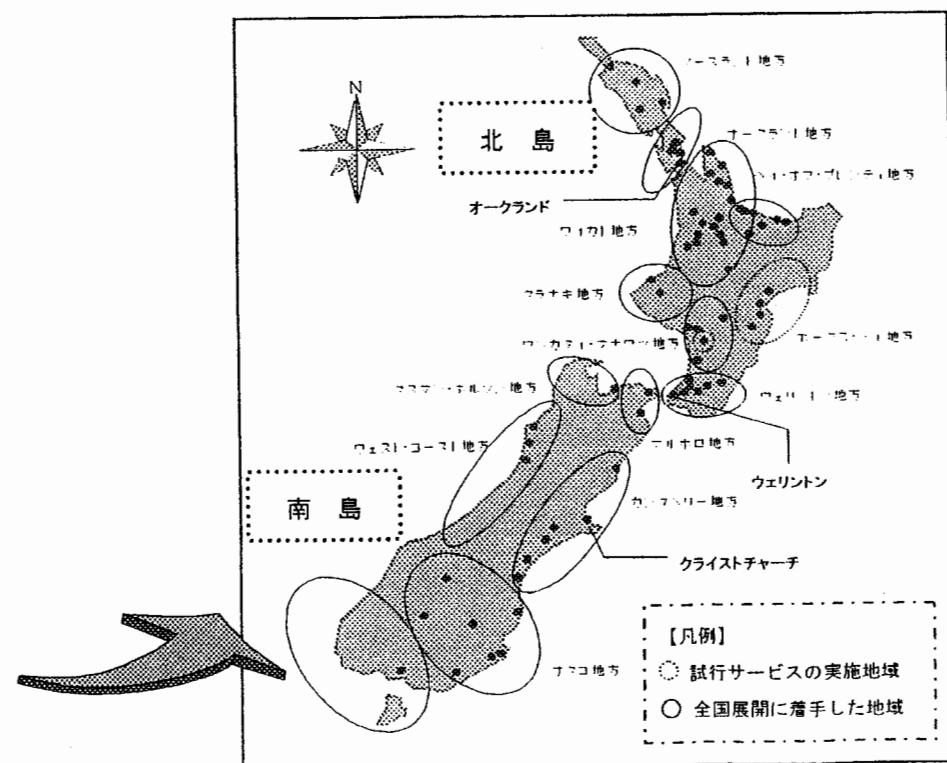
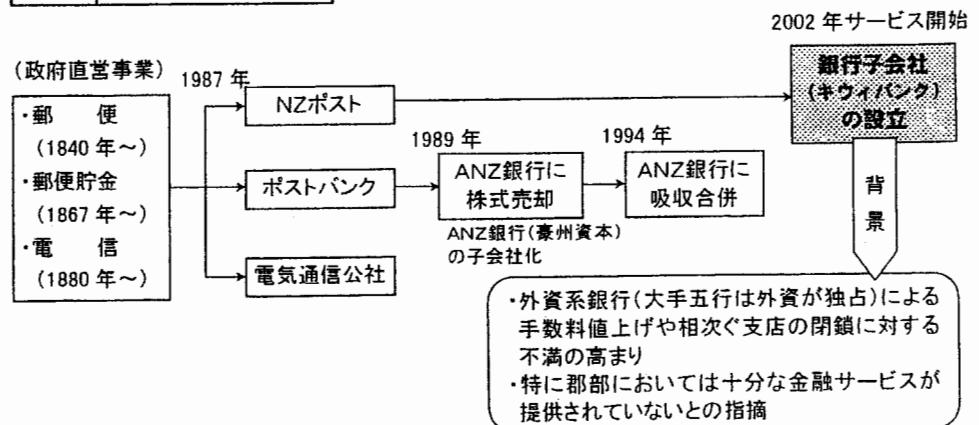
- 口座数：150,000
- 預金残高：4.5億NZドル（約310億円）
- 住宅ローン残高：5億NZドル（約340億円）

## 5 全国展開の状況

- 2002年2月、ウェリントン郊外の7か所の郵便局で試行的にサービス開始
- その成功を受けて、同年3月から全国に取扱局を展開
- 2003年7月現在、287局（土曜営業220、日曜営業29）

参考：ニュージーランド・ポスト報道発表資料（2003/7/23）等

## 参考 設立までの経緯



# 条約・ユニバーサルサービス等

# 国際郵便に関する条約上の義務

国際郵便という均質なサービスが、世界各国・各地域で提供されるよう、万国郵便条約において、加盟国の郵便業務の実施主体（郵便事業体）に対し、さまざまな義務が課されている。

この条約上の義務を負う郵便事業体については、各加盟国が内国法令で定義することとされており（万国郵便大会議決議）、各国とも一の事業体を指定している。

## 郵政庁の場合

### <郵便事業体の義務>

#### ◆ ユニバーサルサービス義務

### <概要>

・すべての利用者が、加盟国領域のすべての地点で、合理的な価格下で普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有する

(条約1条 普遍的な郵便業務)

・郵政庁は、国際郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する  
(条約10条 基礎業務)

・郵政庁は、外国来郵便物について、自国内で差し出される郵便物で利用する最速の線路によって、かつ、最も安全な方法で送達する義務を負う  
(条約2条 繼越しの自由)

・国際通常郵便物の差出郵政庁から名あて郵政庁に対し、配達費用を賄うために支払われる補償金制度について規定(条約47条～条約51条)

一例として、

・点字郵便物、捕虜郵便物の無料化  
(条約8条 郵便料金の免除) 48

### <具体的な負担>

・過疎の不採算地域でもサービスを営む必要あり

・国内の配達コストに見合った収入(到着料)が得られない

(特に、外国来郵便物の多い我が国では、国際郵便は赤字を前提としたサービス)

## 民間の場合(国際宅配事業)

◇ 不採算地域での営業義務なし

◇ いかなる外国事業者に対しても接続義務を負わない

◇ 外国事業者からの国内配達を受託した場合、配達料を相対で決定

### 外国来郵便物と内国郵便の収入比較(25g書状1通)

郵便料金 収入	外国来郵便物		内国料金 80円
	先進国発	開発途上国発	
	39.7円	13.2円	

#### ◆ 他の国際郵便に関する義務

◇ サービス内容、業務取扱方法は、自律的に決定できる

# 諸外国におけるユニバーサルサービス義務

条約上の義務を負う郵便事業体は、一般にそれぞれの加盟国内における郵便のユニバーサルサービスの確保主体として法令等により位置づけられている。

国名	郵便事業体 (経営形態)	法令等の規定
アメリカ	USPS (国家機関)	USPSは、あらゆる地域の利用者に、迅速で信頼性があり、かつ効率的な郵便サービスを提供し、あらゆる地域社会に対して郵便事業を行う。 (合衆国法典第39編第101条)
カナダ	カナダポスト (公社)	通常の基本的郵便サービスを維持する一方で、公社はその自らの目的を遂行するに当たり、以下のことを考慮する。 一 カナダ人民の要求を満たし、かつ同規模の地域において同じような水準のサービスを提供し続ける一方、独立採算の下事業運営を進める必要があること。 (郵便公社法第5条)
イギリス	郵便会社 (特殊会社) ※1	郵便のユニバーサルサービスは、郵便物の送達及びこれに付随する郵便物の引受、取集、区分、配達等のサービスを英国全土に手頃な均一料金により提供されるもの。 (郵便サービス法第4条) 免許事業者（郵便会社）は、英国内での郵便のユニバーサルサービスを提供しなくてはならない。 (郵便会社に対する免許状：条件2)
ドイツ	ドイツポスト (特殊会社)※3	郵便のユニバーサルサービス業務は、最低限の郵便サービス業務で、国内全域を網羅し、一定の品質を有し、手頃な料金で提供されるもの。 (郵便法第11条) ドイツポストは、法律上定められた独占免許期間中（※4）は、ユニバーサルサービスを提供する義務を負う。 (郵便法第52条)
フランス	ラ・ポスト (国営的公法人) ※2	郵便のユニバーサルサービスは、社会的な団結と国土の均衡のとれた発展に寄与する。（中略）同サービスは、すべての利用者に対し、恒常的に、また国土の全域において、品質に関する一定の基準に適合した郵便サービスを保証する。これらのサービスはあらゆる人が支払うことのできる料金で提供される。 (郵便電気通信法典第1条) ラ・ポストは、郵便のユニバーサルサービスの提供者である。 (郵便電気通信法典第2条)
ニュージーランド	ニュージーランド ポスト (特殊会社)※5	政府とニュージーランドポストとの間の「協約書」において、配達頻度、料金、郵便ネットワークなど、ニュージーランドポストが維持すべきサービス水準を規定

※1 イギリス政府が全株保有

※2 職員の身分は公務員

※3 ドイツ政府は、約63%の株式を保有（2003年12月）。

※4 ドイツポストの独占期限は、第三次郵便法改正法（2002年8月公布）において、2007年12月31日までとされている。

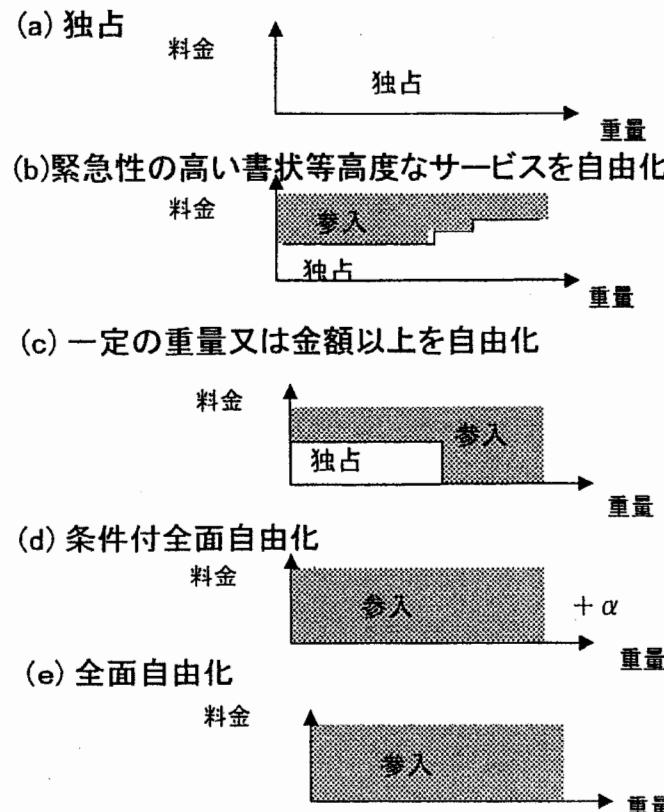
※5 ニュージーランド政府が全株保有

# 諸外国における郵便のユニバーサルサービス確保のための仕組み (諸外国における民間事業者の参入状況)

諸外国においても、書状の送達に関するユニバーサルサービスを確保する観点から、書状分野への民間参入に対し、一定の規律を課しているのが一般的。

なお、全面自由化している国においては、小口料金の値上げ等の現象が生じている。

参入範囲のイメージ



主要な国

韓国  
中国

経営形態

国営

米国

国営

EU指令

フランス  
カナダ  
オーストラリア  
ドイツ

公社

日本

公社

スウェーデン  
ニュージーランド

特殊会社

## 郵便分野の自由化に関するEU指令の概要 (独占基準の変遷)

欧洲委員会（EU）では、郵便分野における自由化とユニバーサルサービスのバランスに留意し、段階的な独占範囲の縮小を図っている。

### 〔EU指令における郵便分野の独占基準〕

1998年～	重量350g未満かつ基本書状料金の5倍未満の料金の書状
2003年～	重量100g未満かつ基本書状料金の3倍未満の料金の書状
2006年～	重量50g未満かつ基本書状料金の2.5倍未満の料金の書状

※ EUは、2006年中に2009年に自由化した場合のユニバーサルサービスへの影響について評価を実施

# 諸外国における民間事業者の参入の状況

国名	経営形態	民間事業者の参入の範囲
アメリカ	国家機関	(1) 極めて緊急性の高い書状 ア 速度基準、若しくは、 イ 金額基準(3ドル(約320円))又はファーストクラスメール料金の2倍相当額のいずれか高い方の額以上) (2) 書籍又はカタログで、24ページ以上のもの (3) 郵便受箱の利用はU.S.P.Sの独占
カナダ	公社	書状で、重量50gの書状料金(77セント)の3倍(約191円)以上又は重量500g超のもの
EU指令		書状、ダイレクトメール又は越境郵便で、基本書状料金の3倍以上又は重量100g以上のもの
イギリス	特殊会社	独占留保分野なし。ただし、免許制(※)の下、参入は限定的。 (※) 書状で、1ポンド(約197円)未満かつ重量350g未満のものについて免許制。
ドイツ	特殊会社	(1) 書状又は宛名付きカタログで、最も軽いクラスの書状料金(0.551-円)の3倍(約215円)以上又は重量100g以上のもの (2) (1通当たり)重量50g超の同一内容書状で50通以上 ただし、上記範囲であっても、1kg以下の書状の送達については、免許制。
フランス	国営的公法人 (職員は国家公務員)	(1) 急送便(高速度、保証付、調査可能、配達確認及び追跡可能が条件) (2) 書状で、基本書状料金(0.501-円)の3倍(約196円)以上又は重量100g以上のもの
スウェーデン	特殊会社	独占留保分野なし。 ただし、書状で、重量2kg以下のものについて、免許制。
オーストラリア	公社	書状で、定形普通書状料金(50セント)の4倍(約163円)以上又は重量250g超のもの
ニュージーランド	特殊会社	独占留保分野なし。 ただし、書状で、料金80セント(約57円)以下のものについて登録制。

注1：為替レートは、2004年（平成16年）3月末東京三菱銀行TTSレート

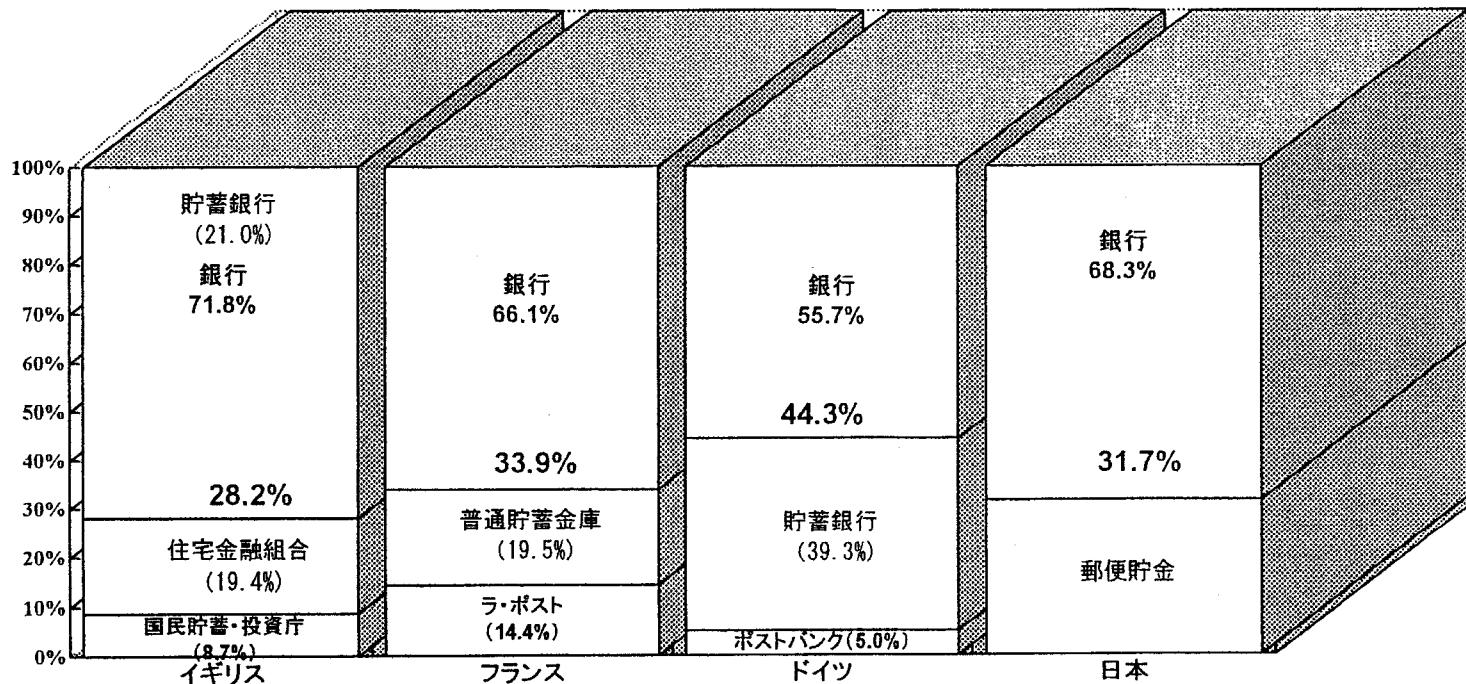
注2：イギリスにおいては、2002年9月までに13社（14件）が会員制急送便、国際分野などの分野に限定した暫定免許を取得（2004年3月末現在5社）。また、2002年11月には郵便サービス委員会（規制機関）が標準免許を公表。2004年3月末現在、6社（暫定免許保持者を含む。）が同免許を取得。

注3：ドイツにおいては、独占留保分野は2007年末までとされている（第三次郵便法改正法：2002年8月）。

注4：イギリス、スウェーデン、ニュージーランドでは政府が全株を保有、ドイツ政府は約63%の株式を保有（2004年2月現在）。

注5：EU指令においては、留保分野を、2003年1月1日から重量100g未満かつ基本料金の3倍未満、2006年1月1日から重量50g未満かつ基本料金の2.5倍未満に改正することを決定（2002年5月7日）。

## 海外主要国の郵便貯金及び貯蓄銀行の個人預貯金に占めるシェア(2002年末)



	イギリス	フランス	ドイツ	日本
①個人預貯金残高	7,134億ポンド (138兆円) (非営利法人分を含む)	8,657億ユーロ (108兆円)	13,408億ユーロ (168兆円) (現金、非営利法人分を含む)	741兆円
②郵便貯金残高	621億ポンド (12兆円) (一部商品に非営利法人分を含む)	1,249億ユーロ (16兆円) (一部商品に法人分を含む)	666億ユーロ (8兆円) (法人分を含む)	234兆円
③貯蓄銀行残高	1,387億ポンド (27兆円)	1,688億ユーロ (21兆円) (一部商品に法人分を含む)	5,268億ユーロ (66兆円) (一部商品に非営利法人分を含む)	—
(②+③) / ①	28.2%	33.9%	44.3%	31.7%

<資料>

イギリス：国家統計局「Financial Statistics」

フランス：フランス銀行 HP ラ・ポスト「年次報告書」普通貯蓄金庫グループ「年次報告書」

ドイツ：ドイツ連邦銀行「Bankenstatistik」、「Ergebnisse der gesamtwirtschaftlichen Finanzierungsrechnung für Deutschland」  
ドイツ・ポストバンク「年次報告書」

日本：日本銀行「資金循環勘定」

注1：残高、シェア及び円換算レートは2002年末。

なお、四捨五入のため計数の不一致がある。

1ポンド=193円 1ユーロ=125円

注2：我が国の貯蓄銀行は、1949年に消滅。

# その他

# 国際エクスプレス市場の成長

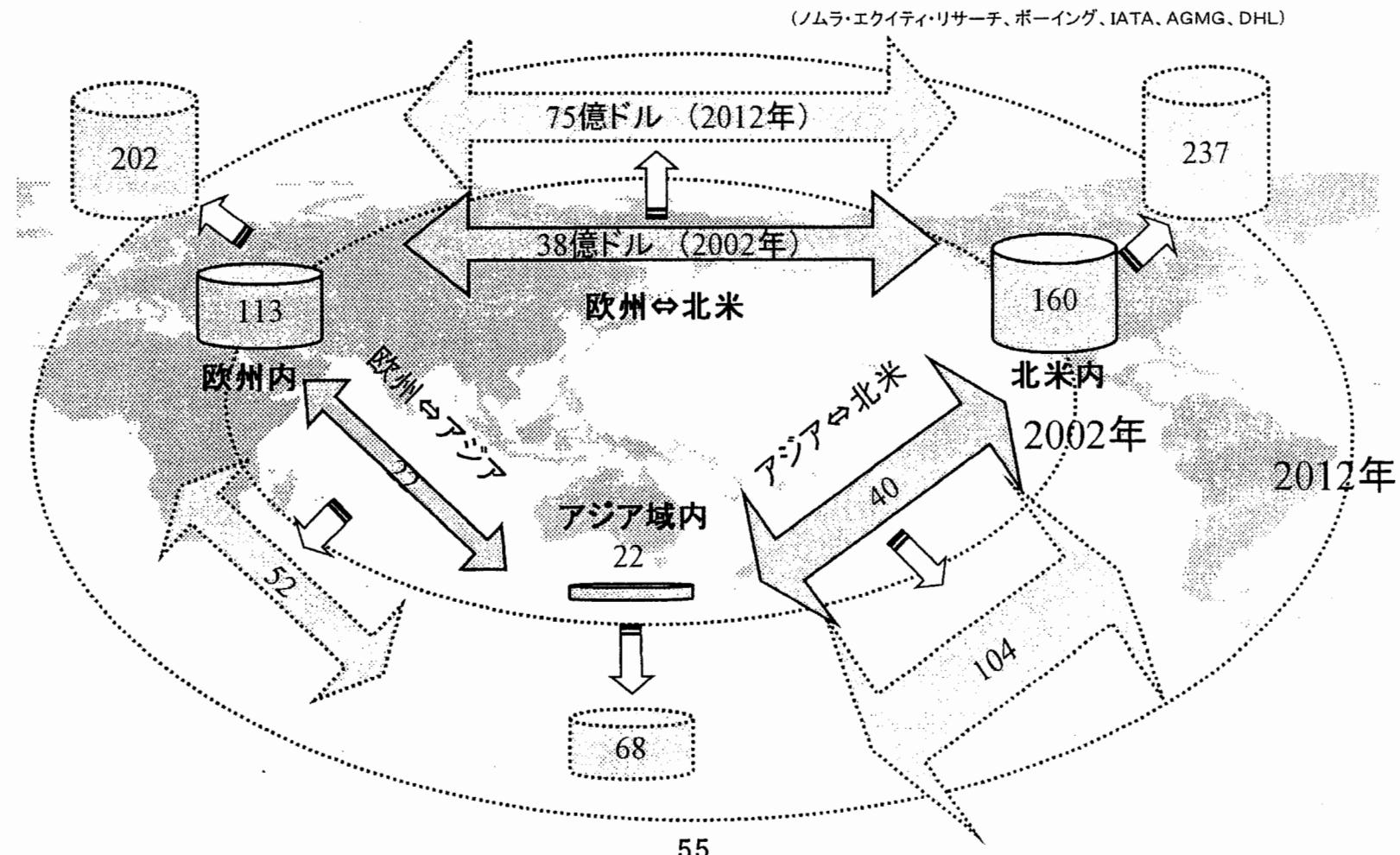
(日本郵政公社作成)

## ◆ 世界的に高成長の予測

2002(約4.9兆円)→2012年(約9.2兆円)で1.9倍(年率6%)

## ◆ 特にアジアは高成長

アジア域内3.1倍(11%)。アジア↔北米2.6倍(10%)。アジア↔欧州2.4倍(9%)

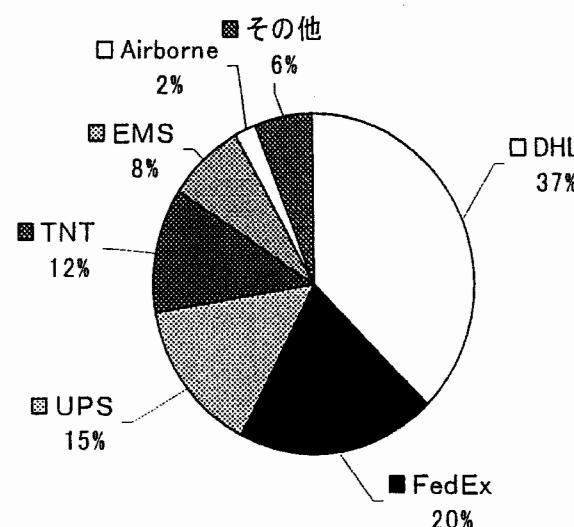


# 国際エクスプレス市場の寡占化

(日本郵政公社作成)

- ◆ トップ4(DHL、FedEx、UPS、TNT)により、世界シェア8割以上を占め、寡占化が進展。特に、トップ3(DHL、FedEx、UPS)は最大市場の北米での基盤を確保
- ◆ EMSの世界シェアはわずか8%。そのうち大半がアジア・太平洋発。北米、欧州発はインテグレーターが既に支配しており、EMSは少ない。

世界シェア (408億ドル/2002年度)



DHL調査 MRMQ1—2001、AMI

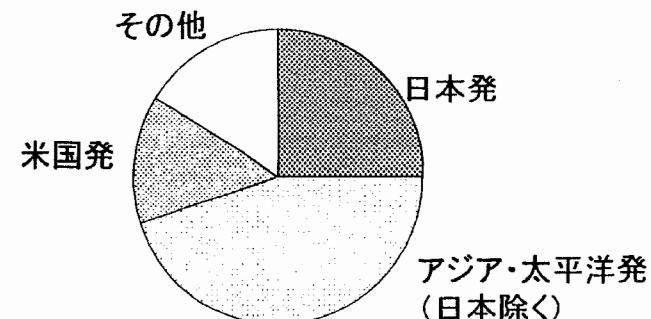
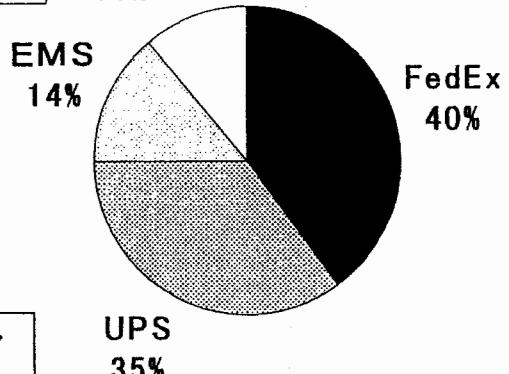
□ DHL ■ FedEx □ UPS ■ TNT ■ EMS □ Airborne ■ その他

北米シェア(160億ドル  
/2002年度)

米国発  
その他

EMSの発地別シェア

Airborne 11%  
2003年8月DHLが買収



アジア・太平洋発  
(日本除く)

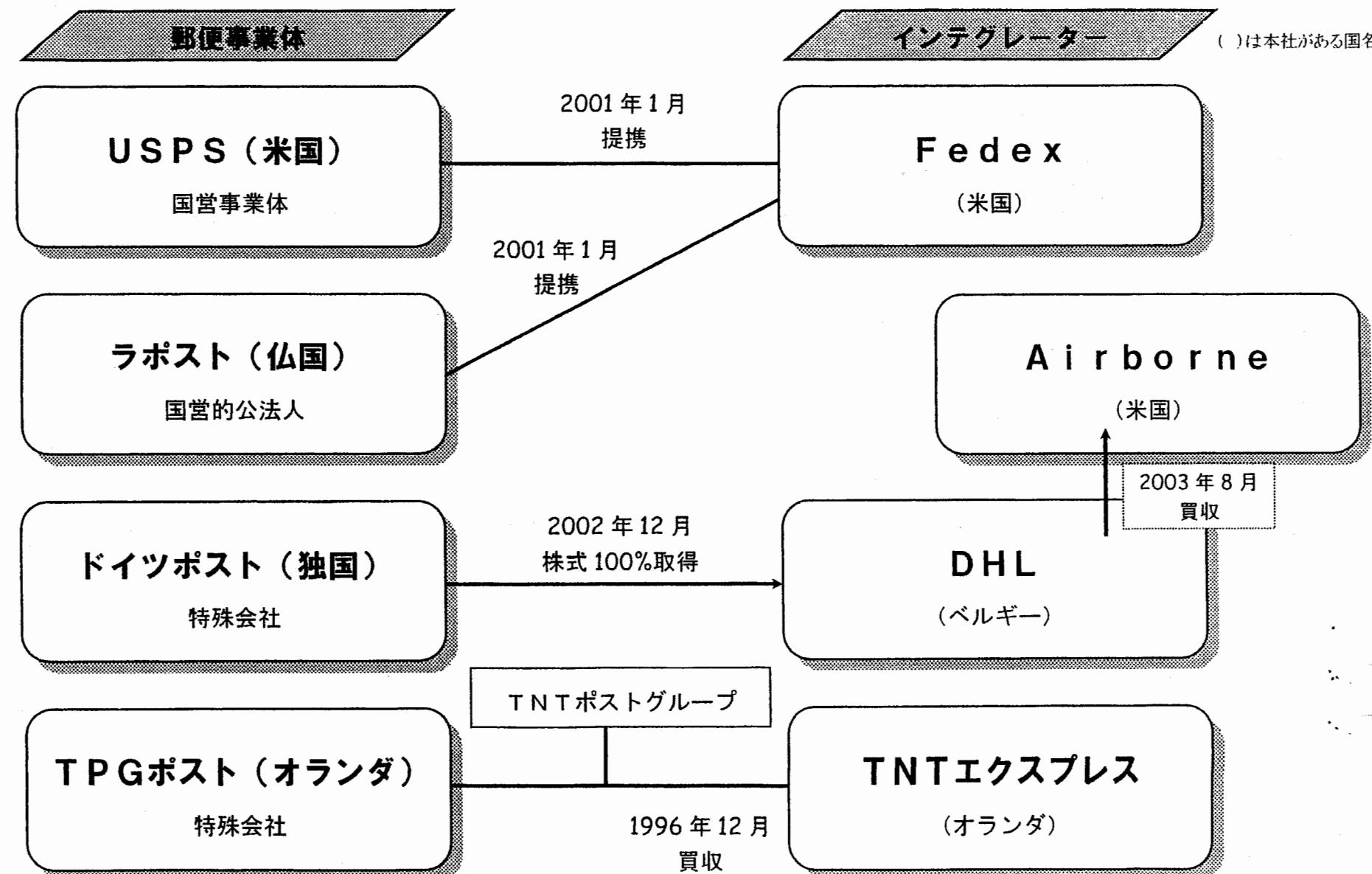
# 各国郵便事業体の国際展開

(日本郵政公社作成)

- ◆ ドイツポスト、オランダ・TPGは、エクスプレス・ロジスティックス会社の買収により世界展開
- ◆ フランス・ラポスト、イギリス・ロイヤルメールは欧州内での自社網を構築
- ◆ 中国、韓国の郵政庁は、アジア・太平洋における郵政間協力を推進

	欧州	米国	アジア
ドイツ (ドイツポスト)	~1998国内収益力強化 1998～ダンサス、DHL買収、グローバル総合物流企業へ	2003 米国4位のエアボーンを買収して米国進出	2000 香港にハブを設置
オランダ (TPG)	~1996 国内収益力強化 1996～ TNT買収、グローバル総合物流企業へ	ロジスティックスで一定の地位	中国国家郵政局、韓国ポスト等との提携による展開
フランス (ラポスト)	1990年代後半 子会社・買収を通じた成長、欧州域内を自社網でカバー	進出せず	進出せず
イギリス (ロイヤルメール)	1990年代後半 買収を通じた成長、欧州域内を自社網でカバー	進出せず	進出せず
中国 (中国国家郵政局)	欧州に強いTNTにEMSの運送配達を委託	2002～ アジア・太平洋の主要郵政庁が戦略的に協力して商品・サービスを改善	
韓国 (韓国ポスト)	欧州に強いTNTにEMSプレミアムを委託	2002～ アジア・太平洋の主要郵政庁が戦略的に協力して商品・サービスを改善	

# 各国郵便事業体とインテグレーターとの関係



注:インテグレーター:貨物の集荷から配達までを自社で一貫して提供する輸送業者。自ら航空運送と地上での集配業務を行う。

これに対して、フォワーダーは自ら航空機を運航せず、航空会社の貨物スペースを利用。(利用航空運送事業者ともいう)。

出典:第10回(自)郵政事業改革に関する特命委員会(平成16年3月19日)、(株)日通総合研究所の提出資料「国内外の物流市場について」

# 主要国の郵政事業体による海外進出の例(主なもの)

出典:各国郵政事業体年次報告書

